

解説

総説

一 編者の趣旨

寛文年間(一六六一～七二)駿河国駿東郡の東斜面をなす箱根山中にあって、満々と水を湛える芦ノ湖からトンネルをくり抜いて、水不足に悩むこの地域の村々に引水しようという一大用水工事が企図され、約八年の歳月をかけて完成した。それから三二〇年、この深良用水は流域の人々とともに生きつづけ、水の恩恵を与えている。

裾野市史では、裾野市域において過去・現在そして未来へ向かって、展開する人々のくらしの歴史と深良用水の深いかかわりに鑑みて、独立した一巻として最初に編集・刊行することにした。

ここで「深良用水」という公称について若干おことわりしておきたい。用水の名称については定かではない。「箱根湖水」、「箱根掘抜水」等水源から称したものが種々資料中に認められるが、深良用水を著名にした戦後のタカクラ・テルの著作『ハコネ用水』(一九五一年)の影響もあってか「箱根用水」が人口に膾炙し、一般化している。しかしながら、裾野市史では、用水を保守・管理してきた近世の井組の系譜にたつ芦湖水利組合の総意にもとづいて公称とされた「深良用水」の名称を採った。また、水源の湖についても、「箱根湖」、「芦湖」、「芦ノ湖」等、区々である

のでここでは国土地理院採用の「芦ノ湖」を公称として使用することにした。

深良用水編は裾野市史の一卷として編集されたが、用水を現在の裾野市域に限定する考えは毛頭持っていない。用水の恩恵を受けた近世駿東郡三〇ヶ村(現在の裾野市・長泉町の一部・清水町の一部)はもとより関連する地域については意欲的に資料を収集したつもりである。深良用水編は不十分であるが流域の地域史と理解されてもよからう。

いうまでもなく、深良用水は一貫して地域の人々の生活の歴史とともに存在した。過去・現在・未来を貫徹して農業用水としてまた飲料水・電力用水等としてさまざまな点でこの地域を潤していくであろう。

用水とは、単なる天然自然の恵みを意味しない。そこには天然の水を地域に生きる人々が自らのものにするという意味で先人の多大な犠牲が払われている。ところで自然の水を用水にすることで用水史は終わったわけではなく、むしろ用水完成時点から、維持・利用をめぐってさまざまな社会的問題が惹起されてくる。

深良用水はいかなる時代背景の下に、どのような人々によって企図・開削されたのか。開削は地域にどのような変化をもたらしたのか。開削後、用水はどのように維持・管理・利用されたのか。開削以降幾度かの争論をくりかえす中に先例を遵守する慣行が強固につくられていく。一方で、従来の慣行を無視して用水そのものを否定するような動きも外部から出てくる。これらに対して用水利用の村々はどのように対処したのであろうか。

これら深良用水に関する疑問を解明する努力は、用水を保守・管理・利用して来た井組村々の人々が用水権を明確に残さねばという身近なところから積み重ねられてきている。

この意味で深良用水史の嚆矢が逆川事件訴訟を契機として編まれた『箱根湖逆川訴訟ニ関スル書類』(明治三三年)であったことがこのことを如実に示しているといつてよからう。当事者で編さん者の一人深良村村長小林由太郎は、

組合の専有用水として公許されるに際し、編さんの趣旨を次のように述べている。

該顛末ヲ纏メントスルニ際シ、予カ家ニ蔵スル湖用水関係書類中ヨリ、其ノ沿革ヲ抜粹シ、事件ニ関スル証拠書類及ヒ再三ノ判決文トヲ玆ニ蒐集シ、斯ク綴ル事トハナリス

用水権を守る法的根拠として用水資料が収集・編さんされたのである。しかし、深良用水の歴史は用水権を守るためのみのものであったわけではない。そこには用水をめぐる地域の人々の生活の歴史が滔々と脈打っていることも事実である。本編は深良用水が地域の人々とともにあった歴史を総合的に取り上げ、用水の歴史を通して地域史の実像に近づこうとするものである。

本編は、用水開削という往時の大事業もさることながら、今日迄つづく用水利用の歴史を多角的に地域住民との関連にもとづいて扱いながら、流域の人々の生活における用水のもった意義を具体的な資料を通して提示することを目的としている。また、言うまでもなく本編がわが国用水史研究の一端を補うことになるものと期待している。

二 資料について

本編に収録した資料については裾野市域のみならず関連諸地域から積極的に収集するよう心がけた。収集・収録資料の地域的特色について概述しておきたい。

一 裾野市域

市史の準備室の段階から、市域内の主として近世文書の調査・整理が行われ、目録の作成がつづけられてきた。柏木家(茶畑)、上・下湯山家(御宿)、渡辺家(富沢)に代表される旧村旧名主の三六家にのぼる諸家文書、旧村の区有文

書の整理が主たるものとなった。都市化の進行するなかでは比較的資料の残存は良好といわねばならない。それにつけても、市史準備室時の収録整理の努力に負うところが大である。しかし、発企人大庭源之丞家の資料の散逸によって開削時を知る一次資料の収集が困難を極めた。また前述した逆川訴訟証拠資料として勝訴に導いた開削時の重要文書が、その後の大正四年(一九一五)、二五〇年記念の用水史編さんの過程で焼失するという不運に遇い、写や刊本からしか収録できなかったことはかえすがえすも残念なことである。

近代については市域の諸家、区有文書に依ったが逆川事件訴訟以降は用水の維持・管理にあたった芦湖水利組合所蔵資料に多く依拠した。このことは、上・中・下の井組三郷が近代的用水組合に生まれ変わるに際して逆川事件の影響の大きさを傍証するものであろう。なお、芦湖水利組合所蔵資料の閲覧・収集にあたっては、元収入役、水利組合書記を勤められた鈴木強氏のお力添えをいただいた。

二 市外

上流から下流へと順次つくられた上・中・下の三郷の用水組合にあたって、比較的水に恵まれた上・中郷が形骸化して近代の芦湖水利組合に編成しなおされる中で、今なお近世以来の井組を継承するのは下郷である。下郷は旧近世村九からなる。裾野市の伊豆島田・水窪・納米里を除けば長泉町(上土狩・中土狩・下土狩・竹原)、清水町(伏見・新宿)に属する。

下郷は三郷の流末ということもあって恒常的水不足に悩み、上・中郷との水論を争い抜いて引水し生業をつづけてきた。この意味で用水への思いは根強く引水権を獲得し、守ってきた記録であり根拠でもある「下郷文書」を襲蔵している。今日も夏季の一日、中土狩・下土狩・竹原・伏見・新宿の旧村は持ち廻りで「下郷文書」の虫干し会を催し、

井組三郷の資料の所在

村 名		関 係 資 料	
上郷	御殿場市	神山村	
	裾野市	深良村	志村守雄氏所蔵文書 庭重一氏所蔵文書 深良支所蔵文書
		岩上波田村	柏木新吾氏所蔵文書
		金山沢山村	湯山匡秀氏所蔵文書
郷	千定福輪寺村	渡辺武彦氏所蔵文書	
	長泉町	一色村	
中郷	裾野市	石脇村	大庭和彦氏所蔵文書
		佐野村	庭脇善和氏所蔵文書 谷善生氏所蔵文書 古西保男氏所蔵文書
		田村	勝又重俊氏所蔵文書
		新田村	勝木正男氏所蔵文書
郷	二久公稲茶平	勝侯恵一郎氏所蔵文書	
	伊豆田村	米山家文書	
下郷	長泉町	納米里村	箱根用水下郷古文書
		上土土原宿	高橋久雄氏所蔵文書 高田悦子氏所蔵文書
郷	清水町	伏見村	

* 宝永4年から本宿村が離脱

先人の労苦の歴史を偲んでいる。付言すれば、開削の元メ、発企人を祭神として祀る神社も下郷の上土狩の惣ヶ原神社が唯一であることも、下郷と深良用水の緊密さを示している。

「下郷文書」は、地域唯一の単独用水資料である。下郷の方々の御好意により文書はすべて調査・収集した。その他長泉町本宿の高田家文書については、マイクロフィルムを所蔵する長泉町史編さん室、現蔵の東京大学文学部国史学研究室の御協力を得て関連資料を収集した。ただ残念なことに、元メ屋敷の実在を示す長泉町上土狩の旧米

説 山家所蔵の「上土狩惣ヶ原検地帳」は散逸し、刊本から転載せざるを得なかった。

解

三 県外

イ 神奈川県箱根町

いうまでもなく、深良用水は箱根町芦ノ湖の水を引いたものであり、箱根町とのかかわりは深い。開削の守護神となった箱根神社には元メ友野與右衛門らの立願状が伝えられ、神域の湖岸の一隅には井組奉納の常夜燈が所在している。その他関係資料を所蔵する箱根町立郷土資料館、箱根町立箱根関所資料館、川井清氏の暖かい御協力を得て収集・収録した。なかでも、箱根町立郷土資料館所蔵のものは本来は井組下郷に属するものを購入したものであり、大いに助けられた。深く感謝申し上げる。

ロ 神奈川県

井組三郷の村々と小田原藩とのかかわりは深い。開削時の藩主は稲葉正則であった。藩政関係については、稲葉家「永代日記」(京都市稲葉神社伝来)を京都市田辺陸夫氏、「稲葉家引送書」を小田原市岩瀬正直氏の御好意を得て収録した。これらについては、神奈川県立文化資料館にお世話になった。

一方、開削時の元メの動向を示す吉田新田関係文書は、現物が不明のため、刊本から余儀なく転載せざるを得なかった。

ハ 東京都

深良用水の開削には、資金を調達し、工事を施行した元メ衆と呼ばれた江戸町人の存在が大きい。友野與右衛門をはじめとする元メの江戸町人に、発企人大庭源之丞を加えた人物が用水史の興味の焦点ともなり、今日迄実証的調査

研究から信憑性に欠く憶説に至る迄種々追求されてきている。本編も新資料の発掘を願って寛文期の江戸町人の究明のため実地調査を行った。

浅草寺・国立国会図書館(旧幕引継文書)・東京都立中央図書館・国立公文書館等手がかりとなる可能性のあるところの文献調査をおこなったが、大火災・震災・戦災を受けた大災害都市の影響のためか資料の残存は厳しく、用水と元メ衆を直接結びつけるものは皆無であった。僅かに長濱半兵衛の浅草門前町の屋敷売買にからむ貼紙を国立国会図書館の旧幕引継文書中から見い出すことができた。

なお、元メ衆中の中心人物友野與右衛門については、出自その他に關し駿府友野氏説、信州佐久の伴野氏説、佐渡金山の静野氏説等、巷説が跡を絶たない。これらについては慎重に検討した結果、信憑性に疑義があり、本編からは除外した。

収録資料の特質についても、一言触れておきたい。本編では用水史を総合的に理解するために、文献資料のみに依拠するだけでなく、多様な性格の資料を収集することを試みた。

ひとつは金石文、棟札等の収集である。人物の確定や用水に寄せた人々の信仰が、これらによってより明確なものになると考えられる。

いまひとつは、第六章に集成した絵図、実測図等の画像である。文字による用水史を補うばかりか、リアルな実像を結ぶことになるのではなからうか。それにしても、技術史からの調査研究の遅れは否めず、今後の課題として残ることになった。

三 本書の構成

本編は六章から構成される。開削を必要とした前代の社会から、トンネルの掘削や水路の建設等の大土木工事に関する人的・物的動きを物語る資料を収録した第一章。特に開削に関与した江戸町人の元ノ衆と地元発企人大庭源之丞については執拗に追求めたが、三百年余の時間の壁は厚く、充分な収集には至らなかった。

第二章は、開削後用水の利用をめぐる引き起こされる争論とそれらの調停・和融を通して形成されてくる用水組合井組三郷の動向についてまとめたものである。

用水を利用するためには、日常・非日常に襲ってくる諸施設の破損等を修理し、恒常的に維持を図らなければならない。この莫大な費用を誰が賄うのか。私普請・村普請・村々用水組合普請による用水維持が行詰まるなかで公儀に費用負担を求める国役普請が登場してくる。本来年貢収取を農民支配の大前提とする以上、農業生産活動を保障する意味で用水の保守に幕藩領主は責任を持たねばならなかったのである。この間の動きをまとめたのが第三章である。

第四章は、用水史を人々の暮らしから断面的にとらえ、用水利用の実態を小は農民間、大は村々や三郷の共同により管理する側面や諸施設の建設・利用の仕方からみようとした。先例主義の原則を守りながら現状に対応しようとする農民の知恵に注目したい。また、用水の恩恵の守護を祈る人々の信仰についても注目した。ここまでが近世の深良用水ということになるが、近現代にあっても、用水の担う機能の重要性は変わっていない。

第五章は、「近代の用水」と題して用水権が初めて危機にさらされた逆川事件訴訟の経緯をpushしながら都市化・工業化の進行する現代までを素描した。

なお、近代については、編さんの方針では市制施行までを下限とすることになっていたが、今日の用水の概況を掌握する意義を考え、平成二年までとしたことをおことわりしておきたい。

第六章の「図像にみる用水」は、深良用水を具体的にモノとして理解するために、数多い文献史料の中から稀少な図像資料を抽出したものである。従来の図像研究の不備もあって悪戦苦闘の連続であったが、文字資料偏重の弊はいささかなりとも免れたのではないか、と思う。

なお、様式上本文に収載不可能な図像資料については、付録(三図)、巻末折込み(一図)として収めた。深良用水の全体を景観として立体的にも理解してもらえないかと確信する。

四 編さんの経緯

本書の出版は裾野市当局にとっても、編さん担当者にとっても未曾有の体験であった。

この間の経緯のあらましを今後の編さんに生かすために書きのこしておきたいと思う。企画から出版まで三カ年余の歳月が経過したことになる。三年間の短期間で資料の収集・選択・筆耕・印刷発行といった編さんが成就できたには、前史ともいえるべき先学の努力があった。市史準備室の段階からの大庭景申・牧野駿両氏の市域資料の整理の蓄積によって、八冊の資料目録が既に公刊されていた。

また、喜多川静男『深良用水の沿革』(芦湖水利組合、一九六四)、佐藤隆『箱根用水史』(静岡県出版文化会、一九七九)にも学ばせてもらった。

裾野市史(全一〇巻)の第六巻「深良用水」が初の出版に決まったのは、昭和六三年の一月、東京での専門委員会議

説
でのことであった。そして担当者として専門委員 高橋がその任にあたることになった。

同年四月の市史編さん室の発足と同時に、準備作業に入り、七月、三年後の刊行をめざす近世四章近代一章の内容構成をもつ本文八〇〇頁規模の「深良用水」が了承された。

これらをもとに、市域所在の資料を重点的に、作成済の目録に準拠して用水関係史料の摘出が行われた。この作業は順次市域外資料にもおよんだ。こうして一、八一五点にもなった第一次選択目録が平成元年一月に出来上がった。もちろん、この膨大な関係資料を筆耕し印刷することは八〇〇頁規模をめざす本書からは無理であり、当然選別・絞りこみをしなくてはならない。四月・六月・八月の三次にわたる関係委員の合宿によって原文書と照合作業を伴う第二次選択が行われ、八月末三六九点に絞られた第二次目録が作られた。しかし、この中には市外所在のものや石造物・棟札等の非文献資料の収集が不十分であったので、これらの補充の作業が継続されなければならなかった。この間、また平成元年には関係委員による県外の東京・箱根の調査が三次にわたって行われた。編さん室では「筆写要項」がつくられ多くの協力者をお願いして筆耕作業がつづけられた。汚損や虫喰の上に腐蝕箇所もあって解読は並大抵の仕事ではなかった。筆耕作業と同時並行して始められた第三次目録の作成作業は筆耕済原稿を基に作成することを目指した。こうして、翌平成二年二月から第三次目録案作成に入り、近世・近代の五章については四月に出来上がった。しかし、未だ芦湖水利組合の所蔵文書が未調査であったので、六月急遽収集作業が行われ第五章近代の補充に当たった。

編さんの作業が進められる中で、用水史の研究発表も市史専門・調査委員合同会議で行われた。それらを挙げると次のようである。

福田 アジオ 「深良用水の概観」

脇野 博 「深良用水開鑿と鉦山技術―『かねほり甚左衛門』をめぐる―」(市史研究2号)

柴 雅房 「近世における箱根用水の井組について」(同右)

菊池 邦彦 「水配人と水利秩序の成立」(市史研究3号)

これらの深良用水の個別研究が、今後の通史編に向かって確かな出発点になることはまちがいあるまい。

平成二年六月、用水史には具体性を持った図像資料が不可欠ではないかとの提起がなされ、収集資料中より絵図・測量図等の図像資料が抽出され、第六章を構成することになった。また、用水の総体をより明確に理解してもらうために現状・過去の用水系を示す図像を巻末折込み、付録として収載することも決められた。

かくして七月、六章からなる構成案を基に本文四〇七点・付録三点・折込み一点の最終案が完成した。この夏、八月二次にわたる合宿が行われ、選択された資料の確認と筆耕原稿と原文書の校合が徹底して行われた。この作業を通して原文書に対して、誤りのない完全原稿の作成を目指した。

八月末から要項に従い、割付が九月にかけて行われ、九月二二日、すでに七月に決まっていた精興社印刷へ入稿する運びとなった。

本書が市当局をはじめ市内外の資料所蔵者、その他編さん・刊行に携わった多くの人々の共同の作業の成果であることを銘記し、関係各位に感謝申し上げる次第である。

(高 橋 敏)

第一章 用水の開削

第一章は深良用水の開削に関する史・資料を、開削時にあたる寛文期(一六六一―七二)を中心に収載した。一般に一七世紀後半は、近世を通じてもっとも新田開発が進んだ時期として著名であるが、駿東地域に限っても、東山用水・小倉野用水(御殿場市)、阿多野用水(小山町)などによる新田開発、富士・駿東両郡にわたる浮島沼干拓計画がなされている。こうしたなかで、深良用水の開削も実施されたのである。

第一節開削前の村々には、のちに深良用水の恩恵をうける村々の概況を示す史料を収めたが、これらの史料より近世初期から荒地開発を中心とする積極的な勸農政策がとられていたことを窺うことができる。一・二はともに関ヶ原の役(一六〇〇)直前のもので、すでにこの段階から宮内左衛門のような有力農民を梃子に積極的な荒地開発が試みられていたことを示す。この時期の駿河国の領主は天正一八年(一五九〇)の徳川氏関東転封後入封した中村氏であり、横田内膳正村詮はその重臣である。また二の差出人「対馬守」も中村氏と関わりのある人物と推定されるが確定できなかった。ほぼ同時期に対馬守を称していた人物としては遠江国掛川城主山内一豊がいるが、花押の比較により別人であることが確認できる。今後の課題としたい。三は黄瀬川下流の本宿村(長泉町)における新田開発に関するものである。年貢・諸役の免除などを条件に新田開発を奨励している点は一・二と共通している。差出人の今宮惣左衛門は三島代官井出正次の下代として伊豆幕領支配に携り、正次の死後代官として取立てられた人物である。伊豆及び駿東地域の代官を務めた。四はのちに御宿新田とよばれた御宿村上野原の再開発に関する願書である。一般に新開地の生産力

は本田畑に比べ低いため、自然災害や領主の厳しい年貢収奪などにより再び荒地化することも多かった。この史料も一度開発された耕地が、本田並みの課税のため耕作放棄されたことを示している。そしてその再開発を領主に願っているものがこの史料で、史料中の「大納言様」とは駿府城主徳川忠長、裏書にある野村彦太夫とは沼津代官野村為重のことである。五は深良用水開削前夜の用水状況を知ることのできる史料で、六ヶ村は全て黄瀬川西岸に立地する村落である。このうち大畑村は山からの湧水を利用しており、深良用水開削後も井組に属することはなかったが、他は御宿新堰による用水懸りとなる。六は開削以前の年貢収取を示す一例として収載した。五と対照されたい。深良用水以前に黄瀬川の水を堰ぎ用水路として利用したものに牧堰用水と本宿用水があるが、七は後者に関する史料である。この用水は黄瀬川下流の鮎壺下より取水し、隧道・水路によって本宿村へ引かれているが、史料にある「穴せき」とはこの隧道部をさすと思われる。「六拾年以前卯之年」は慶長八年（一六〇三）、「天野三兵様」（三郎兵衛）とは興国寺城主天野康景のことである。なお関連史料として康景が本宿村に宛てた新井堰一〇石付置手形『静岡県史料』第一輯六三三頁がある。

第二節開削の発願には、立願状・開発請負手形を中心に開削に至る過程を示す史料を収めた。八は深良用水開削計画の始点を示すもので、開削成就の暁には新田のうち二〇〇石を神領として奉納することを誓約している。箱根神社は平安期より山岳信仰の霊場として著名であり、その宗教的権威に事業の成功を託したものであろう。なお友野與右衛門らと快長との関係については毛に記されている。寛文六年、深良用水の開削が許可されることになるが、このうち小田原藩に対して出された開発請負手形が二〇（その幕府記録が九）、沼津代官に出されたものが二・三である。一〇では新田の規模を七〇〇〇石としており、工事費の請負人全額負担をはじめとしてその内容は多岐にわたっている。こ

説
これに対し沼津代官に出された手形は約一ヶ月遅れており、新田の規模も一〇〇〇石と小田原藩領と較べてかなり少ない。両手形の内容についての詳論は割愛するが、請負条件もかなり異っており、開発の主たる対象は小田原藩領にあつたものと推定される。また差出人を八と比較した場合、宮崎市兵衛・松村浄真の名が消え、新たに長濱半兵衛・尼崎嘉右衛門・浅井次郎兵衛が加わっている点も注目される。全て江戸町人である。なお二は今回初めて確認された史料であるが、原本にかなり忠実に写されたものと考えられ、三は前欠なもの、友野與右衛門の実印が押されており、ともに同類史料のなかでは極めて貴重なものとなっている。三は友野ら元締衆と発企人の深良村名主大庭源之丞の關係を示す史料である。これによれば、元締衆は源之丞の手引によりこの計画をたて、源之丞に種々の苦勞をかけたため、事業成就の際には恩謝として毎年五石の米を差出すことを約束している。なお元締衆の氏名は開発請負手形と交らないが、浅井治郎兵衛の住所が霊岸島ではなく本舟町となっている。

第三節開削工事の施行には深良用水成立時の史料を収める。まず隧道工事関係の史料であるが、裾野市域の地方史料の悉皆調査や市外・県外調査においても発見できなかった。ただしこうした特殊技術を要する請負工事においては、その記録が意図的に残されなかった可能性も高く、今後はこうした視点からのアプローチも必要であろう。深良用水といった場合、一般には隧道工事のみが注目されがちであるが、これのみでは大規模な新田開発は不可能である。すなわち、隧道によって加水された湖水を効果的に分水する水路の整備が不可欠なのである。こうした必要性から新川普請・三間堀開削・岩波堰普請などが施行されたのであり、これらの整備によって深良用水はその完成をみるのである。一四は七の関連史料で、隧道工事中の黄瀬川下流域の堰普請の状況を示す。一五は後述する新川普請と同時に施行された茶畑村内の用水路開削を示すもので、内堀・中堀・大堀からなっている。このうち大堀は三間堀ともいわれ、

久根村より茶畑村へ延長した水路である。これらの水路は二七の末尾にある「茶畑村内堰」にあたるもので、寛文一年（一六七一）の三月一九日と四月九日に小田原藩が徴発した延二二八人の人足によって開かれた。二六と二八は新川普請に関する史料である。寛文六年に開始された隧道工事は同一〇年に完成をみるが、その出口は深良川につながられ、湖水はこれを流下した。しかし深良川は須釜より大きく流路を南に変えていたため、用水の恩恵をうける田地は少なかった。そこでこの問題解決のため須釜より西へ向って新たな水路を掘り、黄瀬川につなげたのである。この水路を新川という。これらの史料はその普請人足帳で、工事期間・普請間数・人足数及びその村名などが記されており、内容には異同があるものの工事期間は寛文十一年三月一九日と四月九日で一致している。人足は用水に関わりのない北駿地域の村々からも徴発され、その村数は三五ヶ村に及んでいる。しかもその全てが小田原藩領の村々であり、こうした事実はこの普請の主体が同藩であったことを明確に物語っている。村毎の人足割は村高に基づいて行なわれたらしく、各村の名主が参加している点も注目される。延人足数は二で三一五六人、一七で三二〇六人（本川筋のみ）、一八で三〇八四人と異同があるが、筆録者の計算違もみられ正確な数は確定できない。新川普請間数は二で一九二六間、一で一九二五間となっており、ここにいう新川普請が新川（須釜新堀・七二〇間）のみならず「本川筋」＝黄瀬川を含むものであったことが理解できる。二〇において元締衆は下土狩村・竹原村とともに岩波村日損田の解消も請負っているが、同村は新川より高所にあるためその湖水を利用することはできない。そのため黄瀬川支流の久保川の水を堰ぎ、新たな水路を開いて黄瀬川に加水する方法がとられた。その計画書にあたるのが二で、年次史料であるが二四と同時期に作成されたものと推定される。史料にある「大堰」とは、のちに岩波堰とよばれるものであり、これらの普請も新川同様小田原藩が徴発した人足によって行なわれた。このように岩波村の普請も深良用水開削事業の一環として行な

われたため、潮水を利用しない岩波村も井組に属することになったのである。

第四節元締衆と発企人には、元締衆の当地以外の動向を示す史料、上穀米手形、元締衆の年貢米金横領一件史料、発企人たる大庭源之丞関係史料を中心に収載した。二〇・三は元締衆のうち宮崎市兵衛と友野與右衛門が武藏国吉田新田(横浜市)に関わりを持っていたことを示す史料で、特に二〇は後に元締から脱落するだけにへの前年史料として注目される。吉田新田は明暦二年(一六五六)に江戸の材木商吉田勘兵衛が開発に着手し、寛文七年に完成したもので、耕地はすべて開発者吉田家の所有に帰し、耕作は小作が中心となっていた。史料にある「北四つ目」・「南四つめ」などは新田内の区画を示し、二〇町余の田地を預小作している。三では同新田の一部所有地を友野が開発者吉田勘兵衛に売却している。友野が吉田とともに新田開発事業に参加し取得したものと思われる。三は江戸浅草田町の武家屋敷が町人に売却されたことを示す沽券帳の一部で、元締の一人長濱半兵衛の名がみえるものである。当時江戸は町屋の拡大が続いており、それに伴う地価の高騰もみられたが、長濱が不動産取得にも積極的な町人であったことを窺うことができる。長濱の居屋敷は四谷塩町にあったが、友野は浅草にあり、友野との関係を想定させるものがある。他の元締については不明の点が多いが、近隣の例では寛文一年に吉原宿の伝次郎が富士・駿東両郡にわたる浮島沼の新田開発許可を幕府よりうけており(代官は野村彦太夫)、その金主として江戸町人尼ヶ崎屋の名がみえるという(『吉原市史』上巻)。元締の一人尼崎嘉右衛門との関連が注目されるが、詳細は不明である。いずれにしても元締衆が深良用水に止まらず各地の新田開発に参加していた点は注目されよう。三三・三五・三七・三九は本宿村の上穀米手形である。上穀米とは、深良用水によって日損田解消・畑成田(畑が用水によって田にかわること)ができた場合元締が収取できる用水使用料のことで、延宝三年(一六七五)〜八年分が現存する。当時本宿村は幕領であり、沼津代官宛の開発請負手

形(一・二)では「一右之用水、沼津領之内水下之村々日損場へ、応其村々ニ水懸させ可被成候、日損所用水場ニ成候にも、畠之田ニ成候ニも上穀取申間敷候、一切構申間敷候事」として上穀米は一切とらないこととしているが、一〇〇石と予定された新田開発が思うに任せなかつたため、契約内容の変更を行なつたのであろうか。上穀米の納入は前年度分が翌年納められる形式になっており、その量もほぼ一定している。これら諸手形の差出人は沼津代官の手代であり、手代より村方へ納入額・期限が示され、それをうけて村方より元締衆への納入が行なわれた。期日の指定は元締衆の要請に基づいて行なわれたものと思われる。三は元締衆が深良用水開削前後どこに居住していたかを示す唯一の史料であり、名請が個人名ではなく「掘貫元ノ作」となっている点は注目される。本文には収めなかつたが元締は屋敷地も名請しており、その場所は芦ノ湖水神社付近だといわれる(『深良水の沿革』)。なおこの検地は小田原藩によつて行なわれた。元・三・三は元締衆の沼津代官領年貢米金横領に関する一件史料である。延宝四年(一六七六)沼津代官領では年貢米江戸廻送にあたり多量の「御撰出米」||不良米を生じ、二年後に再輸送したところ再び「御撰出米」が生じた。当時富沢村の勘兵衛は沼津代官領年貢米金納入の責任者であつたため、これを換金し、不足分を加えて元締の一人で「納宿」||札差であつた橋本山友に四六両を預け、代入を依頼したのである。これに加え延宝五年の年貢米金六四両も「惣ヶ原」で山友に渡し、山友は都合一一〇両を勘兵衛より預つた。しかしこれを元締らが使い込んだのである(三三)。金を預つたのは山友であつたが、使い込みが元締衆の共犯であつたことは「箱根本ノ共四人ニ而不沙汰ニ分ケ取遣申候」の文言から分る。山友は延宝四年の撰米上納を全て賄つたらしく、本文には収載しなかつたが、延宝七年七月二日に勘兵衛が野村彦太夫にあてた「辰之御撰米御上納金目録」(渡辺武彦氏所蔵)によれば四三四兩余が「山友手前ニ有」となっている。しかしこれらをなかなか納入しなかつたらしく、元ではその即時納入を勘兵衛

に約束している。しかし前述の理由でこれも反故となり、天和三年（一六八三）には起請文（三三・三四）を添え改めて返済を確約した。ところがこれもまた空手形となり、ついに元禄二年（一六八九）には勘兵衛が訴訟をおこしたのである（三五）。この訴訟結果を示す史料は確認されていないが、三六・三七などの証拠文書により勘兵衛の勝訴は動かなかったものと思われる。三八・三九は発企人大庭源之丞の用水完成後の状況を知ることのできる史料である。源之丞については不明の点が多いが、四〇によれば元禄一五年二月九日に死去したことになる。

第五節開削の記録には、文書を補うものとして、後世作成された諸記録のうち用水開削関係記事を収めた。開削時の状況を示す文書の絶対量が少ない現状において、これらの記録はいずれも貴重なものである。しかし同時に二次史料としての限界性も持っており、利用するにあたっては史料批判が必要である。四一は八の開連史料で、友野與右衛門と箱根神社別当快長との関係を記す。四二・四三は、いずれも隧道工事を中心とする記録で、元締と隧道工事期間についてまとめたものが第1表である。まず元締衆については、異同の多い記事ではあるが、開発請負手形に連署した四名以外に橋本山友・須崎源右衛門の名が元・三六・三七などにもみえることから、兩名がこれに加わっていたことは確実にある。特に注目されるのは元で、「箱根湖水掘抜之時分かせぎニ入込」んだ「箱根湖水番」甚左衛門の口述記録となっており、須崎源右衛門を橋本源右衛門、橋本山友を橋本山入と誤記するなど若干の問題はあるものの史料的价值は高い。ここでは友野らを「元メ頭」、浅井を「金元」、橋本らを「小中間」と区別して記しており、元締衆が単なる金主でなかったことを暗示している。隧道工事期間については寛文六年七月末〜八月初頭着工、寛文一〇年二月〜三月竣工が妥当であろうか。ただ用水としての利用は前述したように新川普請等を待たねばならず、翌一一年からであった。工事費用については元で九七〇〇余両、四四で六〇〇〇両拝借、四五・四六で六〇〇〇両とある。これらの整合性を考

第1章 用水の開削

第1表 元締と隧道工事期間

資料 No.	元	締	着工	竣工(通水)
38	友野与右衛門・長浜半兵衛・ 尼崎加右衛門・浅井次郎兵衛・ 大庭源之丞		寛文6年8月	寛文10年2月25日(同年4月25日)
39	元締頭(友野与右衛門・橋本源右衛門) 金元(浅井佐次右衛門) 小中間(橋本三入・天が崎加右衛門) (伏見仁左衛門・長浜半兵衛) 公儀請負人(須川八郎兵衛・かざりや) (四郎五郎)		寛文6年7月21日 ~22日	寛文10年3月25日
40	浅井治郎兵衛・尼崎加右衛門・長浜半兵衛 友野与右衛門・須崎源右衛門(後に入)		寛文6年7月	(寛文11年より村々用水)
41				寛文10年
42	源崎源右衛門・浅井佐次右衛門・ 友野与右衛門・園伊右衛門		寛文6年	寛文10年(同11年より村々用水)
43			寛文6年7月	寛文10年(同11年より村々用水)
44	浅井次郎兵衛・尼崎加右衛門・ 長浜半兵衛・友野与右衛門・ 須崎源右衛門(後に入)		寛文6年7月	(寛文11年より村々用水)
45	友野与右衛門・友崎源右衛門・ 浅井佐右衛門・稲本山八 深谷八郎兵衛(小割者)		寛文6年	(寛文11年5月4日、少々水出る)
46	友野与右衛門・浅井佐次右衛門・ 橋本山入・須崎源右衛門		寛文6年8月1日	寛文11年4月20日(同年4月22日)
47	浅井佐治右衛門・河崎源右衛門・ 山友山友		寛文6年6月	寛文10年(同11年5月4日、少々水 出る)
48	浅井佐次右衛門・橋本山友・ 須崎源右衛門・友野与右衛門 須賀屋八郎兵衛・大坂屋太郎右衛門			
49	友野与右衛門・浅井佐次右衛門・ 須崎源右衛門・長浜半兵衛・ 天崎嘉右衛門 (手代、山本市左衛門)			

えれば幕府よりの借入金が六〇〇〇両、元締衆の自己資金が三七〇〇余両となろうか。いづれにしても莫大な投資額であり、その回収に困難が伴なうであろうことは容易に推察される場所である。その他注目されるものとして上穀米についての記事が多くみられ(三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七)、小田原藩領では六〇〇俵ずつ七年間にわたって渡されたとある(四八)。

第六節開削後の村々では、深良用水の完成以後元締衆が用水支配から離れる貞享五年(元禄元年、一六八八)までの、開削後間もない村々の状況を示す史料を中心に収めた。吾は用水完成直後の御宿村の概況を示したものである。御宿村は、のちに新堰(カロウト堰)がつくられることにより湖水懸りとなるが、当時はまだその恩恵に浴していない。それどころか上田が畑になっているところさえあり、水不足の深刻さを窺せる。五・五五・五六・五七は用水の完成が年貢収取にどのように反映されたか、その推移を示す一例として収載した。当時富沢村は沼津代官領であったが、寛文一二年の穴堰完成により湖水懸りとなった。同年検地をうけたが、本田高に限っても三三石余と約二四%の打出になっており、明示はされていないものの下田の反別が大幅に増加していることから、畑成田の増加を想定できる。また五・五八には「田ニ成」の記述が多くみられ、延宝期の畑成田増加を示している。さらに五には下田の部分に「畑成田尙町七反式畝八歩之上石、元ノ江遣分ニ引」という文言がみえ、前述した本宿村同様富沢村からも上穀米が納入されたことが理解できる。なお空も富沢村の関連史料で、同村の新田高の変遷を書上げたものであるが、延宝段階で新田開発が限界に達したことを示している。五九は、用水が完成し、村々の水路も整備されて畑成田が生まれ生産力が上昇したことに對し、小田原藩(大嶋らは同藩の役人である)から関係村役人へ与えられた褒賞金の請取状である。寛文一二年段階で早くも多くの畑成田ができたことを示している。深良村の大庭源之丞が筆頭に記されている点も興味深い。隨

道は完成しても潤沢な用水を確保するためには道内の浚渫が必要となる。その初見史料が壺で、早くも隧道完成四年後の延宝二年(一六七四)に行なわれている。この工事は小田原藩が行ない、芦ノ湖側一七〇間が浚われた。二〇では「堀抜成就仕水掛り候以後破損御座候ハ、七年ノ内私共方ヨリ修覆可仕候」となっており、かかる工事は本来ならば元締衆が行なうべきであるが、小田原藩が施行している点も注目される。請負開発手形の条項は、沼津代官同様小田原藩に対しても遵守されたとはいい難いのである。壺・毛・空は茶畑村・平松新田、空は佐野村・二本松新田、空は公文名村・稲荷村の各村内の用水事情を示す史料である。特に茶畑村は六六町余の耕地のうち三〇町余が湖水懸りとなっており(六)、深良用水への依存度は高い。そのためあってか村明細帳における用水関係記事は頗る豊富である。また空には公文名村・稲荷村の堰人足・砂浚人足の実数が記されており、工事規模を知る手掛りとなる。堯は天和三年(一六八三)以後七年間の上穀米納入が新たに決定されたことを記すとともに、同年四月二日には小田原藩領・沼津代官領より水門番に扶持米が支給されるようになったことも記されており注目される。畑成田の増加は用水の需要をさらに拡大させることとなったが、一旦渇水となるやその矛盾の多くは下流の村々に転嫁されることとなる。そのため下流の村々では上流の村々の畑成田増加に反対する場合が屢々みられた。こうした下流の村々の畑成田つぶし要求に反論したのが空の史料である。空は下郷の村々から用水不足の現状改善を訴えたもので、その原因を元締の用水管理不備と断定、これを糾弾している。このように深良用水の完成は多くの恩恵をもたらしつつも、新たな水論もうむことになったのである。

(関根省治)

第二章 用水争論と井組の変遷

第二章では深良用水をめぐる争論に関する史料を年次的に掲載した。貞享五年（一六八八）用水開削を進めた元締にかわって用水を利用する村々からなる井組（現在の水利組合）が用水管理の主体となる。百姓自らの手による用水管理のはじまりである。この後近世全般にわたって井組内部では用水争論が頻発している。

井組内部は用水系から三分されていた。上・中・下の三郷である。上郷は新川及び黄瀬川上流より直接取水している村々である。中郷は黄瀬川中流部の佐野堰を通じて取水している村々である。下郷は黄瀬川下流部の大堰から取水している村々である。上流の村々と下流の村々は分水をめぐりしばしば対立した。各郷は分水上の利害を共有するままとまりであったため、用水争論では多くの場合各郷が対立する様相となった。用水争論は当時の井組が抱えていた問題を顕在化させ、その対応を通じて井組の組織と慣行を深化させる結果をもたらした。ゆえにこの章では用水争論の過程を詳しく取り上げることによって、近世における深良用水の管理の実態とその変遷を明らかにしていきたい。

第一節では井組による用水管理がはじまり、井組を構成する村々が固定されていく時期を扱っている。貞享五年元締の用水支配権が幕府によって取り上げられ、かわって沼津代官小長谷勘左衛門が用水支配を行うこととなった。勘左衛門は実際の用水管理を用水を利用する村々に任せる方針をとった。当時の井組村々は沼津代官領と小田原藩領に二分されていたことから、勘左衛門は用水管理の責任者である「水支配人」を沼津代官領より一名、小田原藩領より一名任命した。この「水支配人」は後の史料に「堰役」「堰役人」「水配人」などと異なった名称で登場するが、次第に「水配人」に統一されていったようである。

突は水配人任命のいきさつを伝える史料である。宍・宍は小柄沢堰からの取水をめぐる争論についてのものである。小柄沢堰は佐野堰から取水された用水をさらに分水するために設けられている。小柄沢堰から取水された水は佐野村を経てその下流部の二ツ屋新田・二本松新田を潤している。一方小柄沢堰を通過した水は公文名・茶畑・伊豆嶋田・麦塚村によって取水されている。宍は水下の公文名・茶畑・伊豆嶋田・麦塚村が水上の佐野村・二ツ屋新田・二本松新田を相手取り小田原藩に訴えたものである。宍は小田原藩からの申渡である。争論の背景には二ツ屋新田・二本松新田などの活発な新田開発の動きがあったことが史料より明らかである。宍は茶畑村内でおこった用水争論である。開削からおよそ二〇年、用水周辺の新田開発が限界に達する中、用水の配分が村々の大きな関心となってきていたことが窺える。宍・宍はいずれも水配人の口上書である。宍では水末の本宿村への分水の現状について主に述べられているが、貞享五年牧堰掛り一五ヶ村が井組を離脱した経緯についてもふれられている。この段階で井組は三〇ヶ村となった。宍・宍はほぼ同内容で水配人給の村方負担についての主張である。その中で水配人が選ばれた経緯、水配人の仕事内容についても詳述されている。

宍・宍は深良村が、久根村を除く井組二八ヶ村を相手取っておこした争論についてのものである。宝永二年(一七〇五)六月、夜間の豪雨のため新川が増水、堤防が決壊して村々に大きな被害をもたらした。新川を村内に通している深良村では復旧のため井組村々に協力を要請したが、村々はこれを拒否した。宍は茶畑村が小田原藩に宛てた水害復旧の出入足赦免願、宍は同村が同藩に宛てた人足扶持米入用の拝借願である。宍と宍はほぼ同内容で、深良村が井組村々の態度は先例にそむくものであるとして評定所に出訴したものである。宍は相手方村々からの返答書。その趣旨は深良村の主張する先例は存在しないというものであった。宍は今後の裁許についての深良村・井組村々の請書で

ある。克は評定所の裁許状である。ここでは深良村の主張が認められながらも、水害は深良村地内の山水が流入したことも原因の一つであるとして、土砂除去のための人件費は深良村が三分の一、二九ヶ村が三分の二の割合で負担するように命じられている。△は復旧にあたった富沢村の米拝借願。△は井組の最末端に位置する本宿村の井組離脱願である。願は認められ、井組二九ヶ村が確定された。

第二節では井組が宝永・安永期の二度にわたる大規模な用水争論を経て、用水管理の慣行を原則的に確立していく時期を扱っている。深良用水の開通による水田化はすでに限界に達し分水をめぐる対立が繰り返されていたが、宝永年間の水論はその対立がいに井組全村にまで拡大したものである。この水論では上・中・下郷がそれぞれ分水上の主張を掲げて争い、評定所の裁定により、深良用水と従来の用水は区別なく公平に井組村々に分けられることとなった。しかしこの原則は上郷村々において遵守されず、上郷村々と中・下郷村々との間で再び安永年間の水論がおこった。ここで再び宝永水論の裁許の趣旨が繰り返して強調され、井組の用水慣行は制度的に確立された。△二では早害によって水論が井組村々の間で発生している様子が窺われる。△三は中郷村々(公文名・稻荷・茶畑・平松新田・麦塚・伊豆嶋田・二ツ屋新田)から沼津代官所に対し、深良村をはじめとする水上村々が不正な取水を行っていることを訴えたものである。こうした井組村々の対立はやがて△四△五にみられる宝永年間の大規模な争論に発展していく。この争論は下郷水末五ヶ村(中土狩・伏見・新宿・下土狩・竹原)が上郷十ヶ村(金沢・葛山・上ヶ田・深良・御宿・千福・定輪寺・一色・納米里・富沢)を相手取り、沼津代官所に訴え出したことにはじまる。訴えの内容は、上郷村々が不正な取水を行っているというものであった。△四は水論にかかわる諸経費を書き上げたもの。△五は上郷村々の返答書である。その後争論は紛糾して評定所にもちこまれる。その過程で新たに上郷の神山・岩波村、中郷の伊豆嶋田・二ツ屋

新田・麦塚・平松新田・茶畑・公文名・稲荷・佐野・石脇・久根村が争論に参入している。六は水配人甚右衛門が評定所の審理状況について沼津代官所に報告したものである。審理の結果、宝永五年（一七〇八）五月七の裁許状が下された。それによると争論の原因は分水の偏りにあるとされ、当時の水配人は責任を問われて罷免されている。そして新たな水配人は上郷・中郷・下郷より二名ずつ計六名が代官の吟味を経て任命されたこととなった。さらに分水の際は深良用水とそれ以前から使用されている用水を区別なく扱い、不公平なく村々に分水することが命じられた。六は新しい水配人についての請書である。ところが裁許状の趣旨は実際にはあまり徹底されなかったようである。翌年には早くも六にみられるように水末村々（下土狩・竹原・伊豆嶋田・二ツ屋新田・茶畑・公文名・稲荷）から分水が不正であるとの訴えが出ている。史料中で水上村々が深良用水開通以前の用水を「地水」とよんで占有している様子が窺われる。七は中郷の公文名・稲荷・茶畑村が佐野堰からの分水に不正があるとして三島代官所に訴え出したものである。八も同様に中郷・下郷の水末村々（公文名・茶畑・平松新田・麦塚・伊豆嶋田・二ツ屋新田・下土狩・竹原・新宿・伏見）が分水について水上村々を訴えたものである。

元文二年（一七三七）支配替により井組村々は十名の大名・旗本による支配をうけることになった。用水支配も三島代官から新領主の担当となった。九は井組二九ヶ村が、用水支配は従来通り代官の担当としてほしいと願ひ出したものである。しかしその後中郷・下郷村々は訴えを取り下げた模様で、十では上郷村々のみが代官支配を願ひ出ている。しかしこの願ひは結局聞き届けられなかった。十一では用水管理のため、小田原藩より毎年一名、残る九人の領主より年番で一名の役人が村方へ派遣されることが申渡されている。十二は用水管理について小田原藩の発信した廻状である。史料より役人間の意志統一の過程を知ることができる。十三は深良村から用水支配役人にあてた文書提出の延期願である。

る。六は深良村が用水支配担当領主の変更を願ひ出たものであるが、これは実現されていない。六は領主の用水支配担当割と申し合わせ定書である。以上の史料から新領主による新たな用水支配体制はしだいに定着していったことが窺える。

一方水論についてはその後も一向に鎮静化しなかつた模様である。延享四年(一七四七)には分水をめぐって下郷水末村々(下土狩・竹原・伏見・新宿)が水上村々を訴えている。六はそれに対する返答書である。100はこの争論を背景とした用水支配役人から水配人への申渡である。101は石脇村から用水支配役人にあてた、水不足のため見分役人を派遣してもらいたいとの願書である。以上のように水上・水末村々の対立の深まる中、明和七・八年(一七七〇・一七七一)の旱害をきっかけに井組村々は深刻な水不足に見舞われた。特に被害の著しかった水末村々では、水不足の真の原因は水上村々の不当な取水にあるとして用水支配役人に出訴した。ここに慢性化していた水上・水末村々の対立は頂点に達し、安永年間を中心に深刻かつ大規模な争論がはじまった。101~103はこの争論に関するものである。101・103は明和七年の旱害を背景に、用水管理について用水支配役人より村方及び水配人へ申渡されたものである。104は翌年水末村々から用水支配役人に提出された訴状と小田原藩が行った水配人取り調べの記録である。取り調べの中で水上村々が「地水」等の用水慣行上の既得権を主張し、分水時の水配人立会を拒んでいる実態が明らかにされている。105は水上村々からの返答書である。この段階で訴訟方は下郷の下土狩・竹原・伏見・新宿、中郷の佐野・二本松新田・茶畑・平松新田・公文名・稲荷・二ツ屋新田の水末一ヶ村、相手方は久根・深良・岩波・石脇・水窪・上土狩・伊豆嶋田・御宿・千福・富沢・納米里・定輪寺・葛山・上ヶ田・金沢・麦塚・神山・一色村の水上一八ヶ村である。106は双方の主張について小田原藩役人と他の用水支配役人との間でかわされた書翰である。用水支配

役人達が今回の事態を用水支配体制の根幹にかかわるものであるとの認識をもち、事態の解明に前向きに取り組んでいる様子が窺われる。107は水末村々の主張に対する水上石脇村の用水支配役人宛上申書である。取り調べはその後江戸表で行なわれた模様で、108・109はそれぞれ石脇村名主・水配人が江戸詮議の内容について用水支配役人に上申したものである。110は江戸表における諸経費の割当帳である。その後領主側より内済の働きかけがあったが111より水末村々はこれを拒否したことがわかる。112は水上久根村の訴状である。水末村々はその後評定所に出訴している。その過程で113・114・115にみられるように一色・神山・麦塚村が争論から離脱している。116は水末村々からの評定所宛訴状、117・118は水上村々からの返答書である。審理の経過については119より窺うことができる。その後評定所から派遣された検使役人が実地調査に入った模様で、その動きは120の日記に明らかである。こうした調査を踏まえて評定所では安永五年(一七七六)三月裁許を下した。それによると、水末村々の主張した水不足の現状は認められ、水上村々の主張する「地水」等の既得権は証明しがたいとして否定された。そして宝永五年の裁許の趣旨が再び強調されている。水配人は不手際を責められて解任された。113は裁決の趣旨を具現化すべく用水支配役人が水配人の任務を細かく規定したものである。これは分水の手順を詳しく伝えていく点で興味深い。114は裁許の趣旨に対する村々の申し合わせである。115は用水支配役人が用水管理について申し合わせたものを村々に示したもので113と内容が重複する箇所が多い。

安永五年の裁許は水末村々の水田化の動きに大きな弾みを与えた。115・113にみられる富沢村と一色村の水論はその一つのあらわれといえる。史料に登場する富沢村穴堰は黄瀬川中流部に設けられ、富沢村地内を経て一色村を潤している。115は一色村からの用水支配役人宛訴状である。その内容は富沢村が用水を不正に取水しているため、一色

村内の田成畑の水田化が進まないというものである。二二は同じく一色村からの願書で、用水支配役人の見分についての状況を伝えている。二七は一色村の申し立てについての水配人より用水支配役人宛口上書。二六は富沢村から用水支配役人への内済願。二九は水論についての富沢村返答書である。結局争論は両者間の内済となり、安永五年の裁許に照らして分水についての規定が定められた。三〇は濟口証文。三一は内済についての一色村請書である。三二は用水支配役人出郷中の賄入用負担についての願書である。安永九年(一七八〇)四月深良村他十五ヶ村は、富沢・一色村の争論の背景ともなった水末村々の水田化の動きについて、これ以上の水田化の進展は井組全体の分水秩序に重大な影響を与えるとして出訴。用水支配役人はこの申し立てを認めて今後水田化を停止するよう村々へ申し渡している。三三は水田化の動きの中心にあった中郷村々の請書である。以上のような経緯で安永五年の裁許後活発化した水末村々の水田化の動きは強い拘束をうけることとなる。

一五は箱根水門普請入用をめぐる深良村と水配人の争論についての濟口証文。一六は水配人の深良村宛内済金に関するものである。二七・一六は一色村と富沢村がさきの争論の処置をめぐって対立したもので、これも内済となったことがわかる。二九は用水支配役人賄入用についての井組村々定書である。一〇は深良村より用水支配役人にあてた分水願である。その中で深良村は旱害とともに、村内を通る新川のもたらす水害に絶えず苦しめられている状況を訴えている。一四は水配人より深良村への詫状である。その後深良村は久根・御宿・千福村とともに水末村々を相手取り評定所に出訴した。訴状では村方の困窮した状況に触れたあと、安永五年の裁許によって否定された「地水」等の用水慣行を復活させてほしいと願っている。一四は水末村々からの訴状。一五は深良村他三ヶ村からの返答書。一六は水末村からの返答書である。その後一五・一六より用水支配役人の内済斡旋が行なわれたことがわかる。しかし斡旋は不調

に終わり、両者は出府の上評定所で対決することとなった。一四は出府員数についての水末村々願書。一四六は争論詮議の延長についての水末村々願書である。しかし一四九より深良村他三ヶ村の主張は取り上げられず、内済となったことがわかる。しかし寛政二年(一七九〇)深良村は久根村を除く二七ヶ村を相手取り再び評定所に出訴した。その内容は新川土手が決壊した際の復旧費用に関するものである。深良村の主張によれば、復旧費用は井組全村の負担によって賄われるべきものなのに、他村がこれを拒んでいるというものであった。一五〇は争論の推移についての下郷村々から小田原藩宛進書。一五一・一五二は両者の訴状及び争論の経過を示すものである。評定所では深良村の主張が認められ、内済の上二八ヶ村より深良村へ金四〇両と米一五〇俵が代償として支払われることになった。この内米一五〇俵はそのまま与えられたが、金四〇両については永代預りとして年一割半の利足をもって金六兩づつ深良村へ支払われることとなった。一五三・一五四は济口証文である。一五五は深良村からの受け取り。

第三節では第二節に続く時期の水論を扱っている。この時期井組全体を巻きこむような大規模な争論はなくなり、かわって井組各郷内部の対立が目につくようになる。中でも下郷では水論が頻発している。下郷の水論の多くは三俣堰の取水をめぐる水上・水下村々の対立である。三俣堰は黄瀬川下流部大堰下に設けられ、中土狩・下土狩・竹原・伏見・新宿村は堰に対して水下の村々、水窪・納米里・伊豆嶋田・上土狩村は堰に対して水上の村々である。こうした局地的な水論を通じて、近世井組の用水慣行はより整備されて近代の水利組合に継承されていく。

一五六は裁許状の年番預りと井組村々の用水入用積立についての定書である。一五七は三俣堰からの取水をめぐる下郷村の争論についてのものである。水上・水下両者の主張に基づいて小田原藩役人と沼津藩役人が検分にあたっているが、検分の結果水上村々に非があるとされ、その判断に基づいて両者は和解した。一五八は水上村々からの詫状である。

一五は深良村内における不法分水についての詫状。一六は嘉永五年(一八五二)の旱魃の際さきの下郷水四ヶ村より提出された通水願である。こうした事情を背景に一七では水四ヶ村から水五ヶ村に対し、当年限りの分水規定が示されている。しかし一八では規定に反して実際には分水が行なわれなかったとして水五ヶ村が沼津役所に出訴している。一九は下郷全村からの用水支配役人宛通水願。二〇は中郷・下郷の水末村々から提出された願書で、出郷中の用水支配役人の引き揚げを延期してほしいとの内容である。

二一は下郷水四ヶ村と水五ヶ村の対立によって引きおこされた事件に関するものである。事件の概要は、水四ヶ村の百姓が水五ヶ村への分水を阻止するため穴堰と三俣堰を破壊、関係者が沼津役所から手鎖村預けの処分をうけたというものであった。穴堰は三俣堰下、水四ヶ村と納米里・上土狩村との掛合堰である。二二は関係者の処分についての村々請書。二三は水四ヶ村からの処分取り止め願。二四は水四ヶ村・水五ヶ村間の内済証文である。証文では一時的処置ながら、定例堰番の他に水四ヶ村より一名、水五ヶ村より一名の立会番を置いて公平な分水をはかることが申し合わされている。立会番の設置については今後両者の対立の争点となっていく。二五は富沢・一色村からの事件関係者処分取り止め願である。

安政四年(一八五七)四月、さきの争論より二年後、再び水四ヶ村より沼津役所宛に二六の願書が提出された。内容は立会番の常置を求めるものである。二七は内済証文。これによって今後三年間二ヶ所の堰口に定例堰番の外に立会番を置くこととなった。立会番は納米里村より一ヶ所に一名、水五ヶ村より二名派遣されることが定められた。その後立会番設置の期限切れとなった万延元年(一八六〇)、水四ヶ村より立会番の永続願が出されている。二八は水末村々願書に対する水四ヶ村と井組の残る一ヶ村の申し合わせである。申し合わせの内容は、水四ヶ村の願は井

組全体の用水秩序に重大な支障をもたらすものであり、沼津役所に願書を取り上げないよう求めていくというものであった。一七三はその沼津役所宛願書である。一七四は水下村々からの立会番設置願、一七五は下郷水配人からの立会番設置願である。結局水末村々の願は聞き届けられず、一七六・一七七では水下五ヶ村惣代が用水支配役人に願を取り下げの旨を伝えている。一七八はその後水上・水下村々間で取り替わされた規定書であるが、水不足の際には水配人に申し立てた上で、水下村々より三俣堰と穴堰に一名づつの添番を立てることが認められている。一七九は小田原役所・沼津役所間の連絡で、中土狩・竹原村の分水願に関するものである。一八〇は下郷水末五ヶ村より小田原役所への分水願である。一八一・一八二はいずれも近代への移行期における用水管理の実態を示すものとして興味深い。

(柴 雅房)

第三章 用水維持と普請

第三章は、元禄期より幕末までの深良用水の普請について編年に収載した。

普請とは土木工事のことであるが、用水普請はその用水に関係する村々が費用を出し合って自力で行った「自普請」と、領主が施行し普請費用を供与して行った「御普請」に分けることができる。深良用水においても、一村単位の普請や小規模な修復は自普請で行われることが多かったと思われるが、用水維持のための普請も大規模な修築が必要となるにつれ、用水組合である井組二九ヶ村より代官所や領主である小田原藩・沼津藩・旗本に願い出て、普請費用を出してもらおう御普請の要求が増加していったと考えられる。特に、深良用水の中樞部である芦ノ湖からの取水口

説である湖水門や隧道、新川の普請に関しては膨大な費用がかかるため、国を単位として資材・費用を徴発する「国役普請」の要求へと発展していく。国役普請の実施は江戸時代に四回行われ、さらに、深良用水の一支線である「かろうと堰」にまで国役普請を要求するようになっていく。本章は、この用水普請の要求を発展的にとらえ、天明の国役普請以前を第一節「開削後の用水維持と御普請」とし、以後を第二節「国役普請の要求」とした。また、かろうと堰の国役普請の要求以後を第三節「国役普請の拡大」とした。

第一節では開削後の用水確保と御普請の問題を取り上げた。深良用水は、芦ノ湖水門や隧道及び新川に注目されがちであるが、芦ノ湖の水がそそぎこんだ黄瀬川の水を堰上げた佐野堰やかろうと堰などを含めて深良用水という。各堰の普請は、原則的にはその堰に関係する村々が村入用より支出して行っていた。また、定期的に用水にたまった砂を取り除く砂浚普請も自普請で行なわれたが、普請の規模が大きくなると農民の負担が大きくなるため、幕府は貞享四年（一六八七）に、高百石につき五十人までは自普請で行い、これを越えた場合に扶持米を支給するように定めている。一〇は定輪寺前堰の普請について高百石につき二十五人の割で四十五人が自普請とされ、残りの百二十八人と籠代が年貢より差し引かれている。一二では、御普請の人足賃として一人につき扶持米五合ずつを与えており、一四では具体的に御普請人足賃の農民への支給を確認できる。一四は御宿村堀浚人足であるが扶持米切手を参考に載せておいた。

領主が費用を出す御普請は、農民の度重なる要求と働きかけによって達成された。一八は隧道の三尺掘下げや水門修築の御普請要求願書で、代官所支配の十一ヶ村が代官に提出している。また、例年行っている水門の手入れや新川の浚人足賃は、百姓の負担から公儀の支出にしてほしいことなども願い出ており、水門、堀抜、隧道、新川に関して

は、常に御普請で行うよう要求がなされている。一八三でも水役人の任命に関する願や、地震によって隧道が崩落し、大風雨によって水門が破損したため、急いで御普請してもらいたいという願とともに、水門の修理や隧道の砂浚などは、用水維持のための普請も御普請で行うように要求している。湖水門・隧道・新川は、各堰とは異なる位置づけがされていたと言えよう。

用水普請が具体的にどのように行われていたかを知る史料として一八六・一八七・一八八を載せた。一八六は一村単位の普請において、堰の維持のために「芝打」や「さらい」が行われており、一八七の十五ヶ村に及ぶ普請では、村高に応じて人足と籠竹をどれだけ出すかを書き上げたものである。この普請は実際には岩波村が多くの人足を出しており、その調整を行っていることがわかる。一八八は湖水門の普請の人足賃などを書き上げたもので、湖水門の普請に茶畑村から多くの人足や大工を出している。

開削から百年ほど経れば、深良用水も大規模な普請が必要となってくる。一八九は普請入用及び水配人の給米などの給付願いであるが、この大普請は「湖水開発以来之普請」であり、「九拾年余以来の義」と認識されるものであった。しかし、この普請は農民にとってかなりの負担となったようで、翌年、小田原藩領の村々は、藩に借金をして普請を行っていることが、二〇〇よりわかる。領主からの十分な保証がなされずに普請を行わざるを得なかったのであろう。

安永の争論の決着を待って、本格的な大普請が行われた。具体的には、湖水門の切り下げを中心とする普請である。湖水門の切り下げは、井組二九ヶ村だけの問題ではなく、芦ノ湖水面の低下につながるため、諸方面に影響を及ぼす。

二〇一は小田原藩の役人が箱根関所に、普請の実施について相談したもので、水門切り下げによる湖水減少と箱根関所への影響について述べている。二〇二は井組から奉行所への御普請願書である。二〇三は深良用水の水源である芦ノ湖が

「箱根神社御手洗の池」であるため、その了解を得ると共に御普請の成就のあかつきには、これまでの運上初穂料に加え、毎年米三十俵ずつの上納を約束している。そして天明期になると、この普請は実行の段階にはいる。一〇は幕府普請役の普請所見分の実施過程が箱根関所日記に記されたものであるが、幕府の普請役の見分が行われるということは、この普請が今までの御普請とは異なることを意味している。すなわち国役普請の実施である。

安永期の御普請要求は、天明期に入ると聞き届けられ施行されることとなった。しかし、この御普請は個別領主の支出では負担が大きすぎた。そこで、この御普請は深良用水で始めての国役普請で行われることとなる。国役普請は、二〇万石以下の領主に対して、費用の負担に耐えがたい場合に、特定の国に対して費用を負担させると共に、幕府も費用の一部を負担するという制度である。まず、幕府普請役の見分をもとに普請箇所を定め、普請に必要な人足賃や物品の値段が見積られる。この普請計画書を目論見帳という。そして、目論見帳にそって普請が施行され、実際にかかった費用を書き上げたものが一五である。ゆえに、出来形帳は実際の普請の施行状況を知るのに、もっとも基本となる史料であり、普請箇所ごとに必要な物品や人足の数、当時の物価までも知ることができる。

一六は小田原藩役人への国役普請の御礼書状と普請後の後始末についての一札で、表紙の「茶林」とは、茶畑村名主林蔵のことである。この国役普請の一部として新川の土手の補強が行われているが、そのため深良村の田地が潰地となってしまう。その潰地の年貢諸役を、井組二九ヶ村で負担することを定めたのが一七で、国役普請とは言え潰地の補償まではされないものである。しかし、村請けである年貢諸役の負担も、井組二九ヶ村で行うところに普請組合としての井組の重要性が指摘できる。

御普請願は、領主への文書の提出だけで執行されない。御普請が実行されるまでには、井組惣代が度々江戸に出て

行く必要があった。一九によると、小田原藩領から一人、沼津藩領から一人、旗本知行所から一人の合計三名が出府するように指示されたが、井組村々の足並みがそろわないために、御普請願いを取り下げようか、惣代出府をどうしようかと小田原藩役人に伺いを立てている。

天明の国役普請以後も一九に見られるように、普請は井組村々の入用(自普請)で行われていたが、水通りが悪いため井組が見分すると、隧道内部で崩落し「天明年中国役普請以前之形」になってしまっていた。翌年、小田原・沼津両藩より役人が見分し、普請費用金三十六両余りが支給されている。また、この普請が茶畑村五右衛門によって請け負われていることが二一からわかり、普請で使用する木の納入を二十四両余りで落札している。

一九の隧道の崩落は御普請や自普請でとりあえず凌いできたが、文政期にはいると本格的な普請が必要となり、二〇で再び国役普請を願い出ている。二四も国役普請の願書。二五は水門から隧道出口までの、二六は新川部分の目論見帳である。目論見帳作成後に、再び国役普請願書が出されているが、なかなか国役普請の要求が受け入れられなかったことを示している。二八は普請役の見分する個所を書き上げたもので、この帳面にそって普請役は見分を行ったのであろう。二九はその普請役が見分御用を勤めるため、江戸より深良用水までの伝馬手形で、三三によると、この時の見分中の旅宿は深良村であったようである。普請役の見分が終わり国役普請で行う必要性がありと認められると普請が施行されるのであるが、三〇は冬の寒さが来る前に普請が実施されるよう督促したものである。三〇は御普請に取りかかるよう領主側からの申渡で、これにより正式に御普請が執行される。三〇の願書は、このような申渡を早く出すようお願いしたものであろう。

国役普請は領主からの願いで行われた場合、百石につき十両が私領の負担分となる。そのため、三二では国役普請

を願ひ出た小田原・沼津兩藩の村々と同様に旗本知行所の村々からも出金することを申し出ており、私領出金高は二三で記されているように、用水によって開発された田地の高にかかると、深良用水の水が懸っていた田地の総高は一四三六石余であったことがわかる。三四は各村ごとの私領出金高を書き上げたもの。各村の用水懸りの田地の高がわかる。

さて、文政三年(一八二〇)の国役普請も、普請自体は計画通りに行われ水の流れもよくなった。しかし、費用の面では計画通りにできなかつたようで金百五十八兩余りが不足してしまつた。そこで、三十兩は井組村々で割り合い出金するが、残金百二十八兩余りを領主から費用を出してもらいたいと願ひ出ているのが三五である。

三度目の国役普請の要求は、文政一三年(天保元年、一八三〇)の三六より始まる。翌年の三七は、普請役が見分を行う上での種々の取り決めの請書である。国役普請も三回目ともなると要領を得てきて、三八では普請の用意のため領主に金三十兩の拝借を願ひ出ている。返済は御普請の費用として下付される金子をもつておこなうとしているが、この普請では、三九によると、葦山代官所よりの国役普請費用として三度に分けて合計三九三兩余りを受け取っている。これを各村が木品代・人足賃として受け取るのであるが、三三は富沢村の受け取り分を記したものである。また、同村では普請役に御札として、村でとれた川魚を献上している。三三でも富沢穴堰の御普請願書や普請請け負ひ証文とともに代官や郷宿の人々への御札が記されている。結局、この国役普請は天保三年(一八三二)に実施されたが、三〇はその申渡と請書である。

深良用水の国役普請は、天明二年(一七八二)を始めとして、文政三年、そして天保三年(一八三二)と、これまで三回行われてきたが、これらの国役普請は湖水門、隧道、及び新川において実行されたものであり、各堰の普請におい

ては自普請、又は御普請で行われていた。しかし、天保期末年になると深良用水の一支線である「かろうと堰」においても国役普請の要求がなされてくる。第三節は、かろうと堰の国役普請の要求に注目しつつ、天保末年から行われる湖水門～新川の四回目の国役普請を中心に、幕末までの深良用水の普請の実態をできるだけ詳しく見ていく。

三四は新堰の普請を佐野村の「九六鋏」すなわち黒鋏の者二名が金十兩で請け負っていることがわかる。小規模の普請は、工事を職業とする黒鋏が請け負い行っていたのであろう。この新堰とは二二によると、かろうと堰と同様のものである。そして、この新堰Ⅱかろうと堰の普請は、寛政九年（一七九七）までは自普請で行ってきたことがわかる。三五は三天に先だって、国役普請の要求のための手続きを井組で定めたものである。この国役普請は、今までの国役普請と同様に新川の普請に関するものであるが、この御普請の見分に、御宿村新堰Ⅱかろうと堰も加えてもらいたいとの願書が三七である。その普請所見分に関する届が三六、そして、三元が荻野山中藩の陣屋である松長役所（沼津市）に提出される。つまり、今度の国役普請では、今までの国役御普請個所に加えて、かろうと堰も国役普請で行うよう要求しているのである。

三〇～三六は、湖水門より新川にかけての国役普請関係の史料である。三〇は小田原藩・沼津藩役人の普請所見分費用の取り調べ書。国役普請が行われるかどうかは見分次第であり、その手間と費用はかなりのものである。三二は深良村・久根村両村から旗本用人たちへの国役普請願書。三三は、二九ヶ村より奉行所への願書である。三三はこの国役普請の実現のため、井組惣代が江戸でどのような活動を行っているか、また、どのような手続きが必要であったのかを知ることができる興味深い史料である。この惣代が勘定奉行所に提出した願書が三四である。また、この惣代の江戸出勤も含めた諸費用は三五でわかる。三六は文政三年の三四と内容的には変わりがない。

さて、一方のかるうと堰は、普請役の見分までは行われたが、結局、国役普請は行われなかったことが三三七よりわかる。そこで、せめて御普請にしてもらいたいと願ひ出ているのが三三八である。

深良用水はたびたび地震で破損しているが、安政元年(一八五四)にも被害が出ている。三三九では御普請になるように見分を願ひ出ているが、この御普請の入札過程が三四〇・三四一によりわかる。一七名の者により入札がおこなわれ、一番安い値をつけた久根村の文七が落札している。

自普請と井組の關係を示す史料として三四二を載せた。堰の修理は水下の村々への影響があるので、水配人へ届け、その指示で普請が行われた。

最後に、明治新政府への御普請願を載せた。三四三は最初に見た二八〇の定輪寺前堰＝富沢村穴堰についての尋に答えたもので、幕末期の助郷役の負担増加と関係づけて御普請を願ひ出ている。

(井口 俊靖)

第四章 用水と村々の生活

本章では、これまでの三章から目を転じて、深良用水が、その流域の人々の生活とどのような関わりをもつて存在して来たのかを中心に一章を編んだ。第一節では深良用水がうるおす田地と村々の範圍、及びその維持・運営に要する諸負担について、第二節では在地の水利秩序の要の位置に存する水配人及び水番について、第三節では具体的に取水を行う用水施設について、第四節では深良用水に対する流域の人々の心意を示すと思われる史料を、石造物や棟札などの文献以外の史料からも採った。

第一節の井組三郷の村々では、井組二十九ヶ村(本宿村は宝永四年に離脱)の水掛り反別とそれにともなう村々の諸負担に關する史料をおさめた。

深良用水開削後の急速な畑成田(畑の水田化)の増大は、間もなく深刻な用水不足をもたらした。このため、井組は新規の畑成田を禁ずるとともに、各村の水掛り高及び反別の把握を度々試みている。本節の^{二四}・^{二五}・^{二六}・^{二七}・^{二八}・^{二九}・^{三〇}・^{三一}・^{三二}・^{三三}・^{三四}はそれらの代表的史料である。特に^{三四}・^{三七}はそれらの中でも早い時期のもので、^{三四}では「箱根堀抜水掛高反別」と書かれているが、たとえば深良村の高式百九石六斗六升四合・反別拾七町七反三畝式拾式歩という数字は、天明元年(一七八一)五月の「当用水二十九ヶ村高反別書上帳」(『深良用水の沿革』所収)や文政三年(一八二〇)の^{三五}などと比較してみると、深良村の村高千四百七拾三石壹斗五升九合のうち「当用水掛り」とは別の「堀抜出来ニ付畑方田ニ成候分」、すなわち畑成田に相当する部分の高であることがわかる。また、本史料の末尾に付された覚から、①この史料が貞享五年(元禄元年(一六八八))に、代官小長谷勘左衛門が元締め達から用水に關する権限をとりあげた直後のものであり、②当秋以降普請・水配人給・番水などの負担は高割りとすること、③以後一切畑成田を禁ずること、④このような指示が勘定所の指図によること、などを小田原藩側に伝えている点、たいへん重要な史料である。

^{二四}はほぼ同じ水掛り高を示しているが、村高を示す惣高が並記されており、村内に占める用水掛りの石高の割合を知ることができる。納米里・中土狩・竹原・下土狩など下郷の村々の割合が高い点に注目したい。また村名の右肩に記された代官名などから、これまで小田原藩領と天領のみであった当地域が、元禄の地方直し以降旗本領に細分化されていることがわかる。^{二五}もこれと同様の史料であるが、「享保年中々水不足ニ付連々畑ニ相成候分」とあって、享保以降、折角の畑成田が畑に戻ってしまう場合がみられることがわかる。なかでも、伊豆嶋田・稲荷・茶畑・平松

新田では五拾石を越えている。二三には取水する堰名と地水高という深良用水以外の水掛り高が記されているが、これは第二章でとりあげた水論の結果であろう。二五は最も新しい時期に作成されただけに、湖水掛り・出水(地水)掛りの別や支配領主名は勿論、家数・男女別人数などもあって、井組村々を通覧するに有益な好史料である。また、本史料は国役普請を出願する際に作成されたものであるため、領主側の見分にあたって現金が「進物」として差上げられているなどの実態を垣間見ることができるといえる。

この様な井組全体の高・反別に対し、各村内の水掛り反別の詳細について知ることのできる史料として二五(富沢・定輪寺)・二六(深良)をいれた。

一方、井組全体の運営には、各村々に相応の負担が求められた。二六は富沢村の村入用割帳であるが、合計壹貫九百二十八文の箱根水懸り諸入用を、持高壺石につき六十二文三厘で各人が負担していることがわかる。少し時代は下るが、二三の御宿村の史料も同じ性格のもので、村入用の中から用水関係の項目を拾うと、堰の修覆・維持費や湖水普請、水配人の給料から神社の御初穂料に至るまでバラエティに富んでいる。また、井組全体の諸入用を村ごとの水掛り高に応じて負担している様子を知ることができるが二八である。用水諸入用全体を約四十八両とすると、そのうちの半分の二十四両余が人的経費(水配人二人で十六両・水番四人で八両)の支出にあてられている点が目につく。また、この宝永四年という年は未進が多く、帳末を見ると全体の過半の約二十八両が支払われていない。二人の水配人もさぞかし気苦労であった事だろう。勿論、このような背景には、同年十一月と十二月の富士山噴火が大きな影響を及ぼしていただろうことは想像にかたくない。年貢の請免にあたり、佐野村惣百姓が万一の災害時の取極めをしているのが二九であるが、その中でも、特に旱損の際の流末の田の扱いと水引きについて無作法をしない旨を取り極めて

いるのは、井組の村の特色であろう。この史料が作成された天明六年も、数年来続く天明の飢饉の真最中であつた。

第二節では水配人・水番を取り上げた。深良用水の特色の一つは、二十九ヶ村で構成される井組の中に、用水を管理・運営し、分水等の権限を有する水配人が存在していたことであつた。水配人の成立及び水論における役割等については、史料突をはじめとして第二章を参照されたい。本節では、中後期の水配人の職務の一端を知る事のできる史料をおさめた。三五～三六は水配人交代の際の任命願・任命書・代役等に関するものである。特に三六は、先の三七で任命された水配上役石脇村甚右衛門が病気がちのため、一年足らずで公文名村名主宇平治にかわり、その宇平治の役中の記録である。文政十年(一八二七)はたいへん水配のスムーズにはこんだ年だったようで、出費の負担軽減の意味もあろうが、例年村々を見分して廻る領主役人の「出在」も不要であると言っている。水配の完了は六月十四日であつた。この水配人への報酬は、井組村々の高に依じて割当てられ、小田原役所に納められていた。三五によると、その集金は上郷・中郷・下郷の各郷ごとに集められていたことがわかる。文政十一年の場合、水配上役は一人三人扶持、時の相場で一人当り六両余、水配下役は一人二両に定められていたようである。三〇は三六同様の水配注進状である。両方とも堰付近での魚獵を禁ずるといふ文言が入っているが、「李下の冠」に類する言訳けを禁ずるものであろうか。

(菊池 邦彦)

第三節では、用水の施設を具体的に知ることができるといふ史料を掲載した。用水施設に関する記録は、水論の際に作成された文書に多く見られるが、本節ではそれらの史料に加えて、日記類や修理の際に作成された文書を取り上げた。掲載史料に記載された施設の規格や規模については、いずれも実測のものが多くと思われるが、その史料の作成された経緯を理解した上で利用することが必要であろう。そこで、史料全体を内容に即してある程度整理・分類し、史料

説の作成された背景にも簡単に触れながら解説することで、史料理解の一助としたい。

解

まず、用水施設の全体像を見渡せる史料を取り上げておこう。三六は、宝永期の水論の作成された記録であるが、本史料は明治期に湯山半七郎が書き写したものであり、原文書は残っていない(用水施設に関する記述は、四と一致するため、三六の原文書は四と同じ記録と考えてよいであろう)。「正月十二日」等の日付が書かれていることから、実地踏査をもとにした記録であると考えられる。水門から、掘抜、新川、黄瀬川の流域にある堰ごとに、用水の流れる方向と距離が具に記されている。三七・三三は、用水施設そのものの詳細な記録ではないが、湖水懸用水路の堰や堀の全体像をとらえる上で参考になる史料である。尚、三二には「箱根湖水掘抜願始」という項目が最後にあり、ここには水門と佐野堰の構造に関わる記載が見られる。また水門に関しては、三六も参考になる。さらに三九は、水門と新川の石垣を修繕する際の見積であり、水門と新川の土手は石垣が組まれており、その規模を知る上で参考になる。

次に、用水の個々の施設に関する史料を取り上げる。二一は、日記に記された記録であり、水門が実際にどのような形で利用されていたかを知ることができる貴重な記録である。水門を開ける時期、水門の開け方、そしてそれに携わったと思われる人足について書かれている。また、掘抜開削から二〇年余たっているが、開削当時の水門の構造を知る手がかりにもなる。三三・三三・三四・三五は、いずれも全国的規模で行われた元禄期の国絵図作成に関わる茶畑村用水路の記録である。前回の国絵図作成(正保二年・一六四五)以降に深良用水ができたため、新規の用水路である「新堀」が調査され、幕府に報告された。三七・三〇は、佐野堰筋の宿堀口をめぐる争論の際に作成されたものである。満水時には堰口の堀を埋めることや、堰口の下流の堀底の深さが、石を置くことで明示されていたこと、さらに堰の

前後の堀底の勾配や巾が記されている等、堰の管理の様子、堰口の堀の構造が窺える。また、二三からは、佐野堰の具体的な構造を知ることができ、眉木と呼ばれる部分があったことがわかる。尚、その眉木に関する正確な記録が残されてこなかったために、水配人が困惑している点が興味深い。三六は、茶畑村の用水樋の掛替に関するもので、樋の材質(槻・松)によって耐久性が違うことを見いだすことができる。三四は、富沢村堰とその先にある穴堰の記録である。穴堰は、箱根掘抜と同じ掘抜を備えており、その規模が記されている。二八は、用水堀にかかる橋に関するもので、水流を管理・制御する用水施設とは趣を異にする施設である。しかし、堀は人馬の通行にとっては障害となることを考えると、用水体系がこの地域の交通体系と共存するためには、橋はなくてはならないものであり、この意味から橋も用水の重要な施設として位置づけることができよう。

最後に、用水施設の維持に関する史料を取り上げておこう。三五は先の富沢村堰・穴堰の浚に関する記録である。堀には、土砂が堆積するため、用水の機能を維持するためには、土砂を取り除く浚という作業が不可欠であった。本史料からは、浚に要した人足の数や道具などを知ることができる。三七・三六・三九は、天保期の国役普請の時に作成されたもので、用水施設の修理に要した材料・道具等が書き上げられている。この三つの史料を通じて、材木、土木道具以下什器までの諸道具、大工・木挽・石切の職人等が必要とされたことを知ることができると共に、右の材料・道具は用水施設の構造を知り得る手がかりともなる。

以上、用水施設に関する資料を概観したが、全体を通じて特徴を一つ述べるならば、用水施設に関する記録は水論や修理という、いわば非常時に作成されたものが殆どであるということである。このことは言い換えれば、三七が示しているように、非常時に備えて平時から用水施設の全体系が詳細に記録化されているとは言い難いということであ

る。つまり、眼前の必要に迫られて調査が行われ、それが記録として残って行くのであろう。この点に、当時の用水施設の管理方法、さらに用水技術の特徴を見て取ることができるとはならないだろうか。

(脇野博)

深良用水の開削と通水からうける恩恵を、地域の人々はどうのように受けとめていたのだろうか。第四節では用水と信仰を扱っている。近代以前の人々の心意を理解するのは必ずしも容易ではない。そのためには、様々な方面から、特に文献以外の史料がこの分野では大きな役割を果たす。

深良地区町田の細い道の傍に、木々に囲まれた数基の石塔が建っている神域がある。そのうちの一基が二二の寛文十年の銘をもつ庚申供養塔である。そこに刻まれている姓を有する人々の中に、用水開削に大きな役割を果たした堯企人大場源之丞の名が見える。また、同地区切久保堰近くの用水にかかる小さな橋のたもとに五基の石造物が並んでいるが、そのうち一番用水に近い場所に位置するのが三二である。これには願主二十五人とあるのみで個々の人名は不明だが、先の二二と同年で、しかも日付けもよく似ている(晩秋は九月の異称)。寛文十年秋といえは、その年の四月頃に開削工事が一応完成し、通水した年である(第一章)。このように考えると、寛文十年に建立されたこの二基の庚申塔は、大庭源之丞の名を残す前者は勿論、後者も用水の完成した年の人々の信仰の一端を示す史料と言ってよいだろう。寛文十年の庚申塔は、この他市内久根地区の御殿場線付近、石脇地区公民館の前、岩波地区変電所付近などに所在が確認されており、その類例は多い。

一方、正徳元年銘の石造物は、推定を含めて少なくとも三基現存している。長泉町上土狩惣ヶ原の芦湖水神社の本殿に三三・三三、同町納米里の柏木家敷地内に三四がある。水神社本殿にはいくつかの石造物及びその石片が奉納され

ているが、石碑中で最も形が整っているのが三三である。その正面に刻まれた「水仁」は水神に通ずるものと思われる、友野與右衛門を始め五人の元締たちが神として祭られているのである。また、「南無阿弥陀仏」と刻しているのは、伝えられる友野をはじめ元メたちの開削後の悲劇を追悼する気持ちが込められていると考えてよからう。また、同様の念仏銘を正面にすえ、元締四人の名と、「卯仲秋彼岸」の銘を有する三九は、破損が著しく、途中で折れているのが残念だが、卯は正徳元年である可能性が高い。その他、本殿には地藏尊及び弥勒菩薩と呼ばれる二体の石仏がある。これらの石造物については、三六の水神社創立願書(明治十二年)によると、正徳元年(一七一)に元締達の徳をしのんで地藏尊をまつた小堂二つと石碑一つを建立し記録をおさめたが、文化五年(一八〇八)に「童子之逞毒ニ羅リ堂宇書籍揚ケテ鳥有ニ属シ」、現在では焼碑に僅かの文字を残すのみとなったと述べられており、それが社殿の整備によって現在に至っているものと思われる。一方、三六納米里村地藏尊は、黄瀬川に近い柏木家の庭先の小祠の中に有る。以前この地に住んでいた前田家のもので、同家とこの地藏尊との関係は現在でも続いているという。正徳元年という同じ年に、いずれも下郷で元締達を祭る石造物が建立されていることに注目したい。

さて、深良用水を語る上で、芦ノ湖と箱根権現を忘れることはできない。三五は箱根権現が水掛り村々との由緒を述べ、中斷している御供米の復活と分石のこれまで通りの運用を願ったもの。宛名の大岡越前守は元文元年(一七三六)八月に町奉行から寺社奉行に榮進している。現在万福寺に該当する文書が見当たらないため刊本によった。三二はその御初穂料を役僧が廻村して取集めていた事を示す史料である。また、三六は芦ノ湖畔の賽の河原と通称される神域にある常夜燈で、本殿からかなりはなれているが、箱根神社に属する。これは寛政三年(一七九一)に井組二十九ヶ村が奉納したもので、上部に剝落のあるのが惜しいが、この地域によくみられる信州高遠の石工による作品である。

一方地元では、先に述べた上土狩地区惣ヶ原に四人の元締を祭神とした神社創建の趣意書が作成されるのが明治十二年（一八七九）のことで、当初は二八八にあるように水分神社と称したが、二九〇（大正十三年）では芦湖水神社となっている。二九一は現在の社殿の完成時のものである。この他、二八九には芦湖四留水門を石造にした際の竣工記念碑をおさめた。これは水門をはさんで左右の石垣の下部にはめ込まれている。

深良用水に関する江戸期の文芸作品や絵画を渉獵したが、これまでのところ確認するにいたらなかった。二八七は富沢村の村絵図中に記されたもので、百姓文人が深良用水を詠んだ賀歌として貴重である。この他、用水に言及したものと、延宝五年（一六七七）の稲葉正通『たかね日記』などが知られている。

（菊池 邦彦）

第五章 近代の用水

「第五章 近代の用水」は、「第一節 明治初年の井組三郷」・「第二節 逆川事件」・「第三節 生活と産業」・「第四節 地域の姿貌と用水」に分類した。

「第一節 明治初年の井組三郷」は、明治初年の田反別水掛かりを示す史料を中心に掲載した。地租改正により、近世までの用水掛かり田反別が把握され直される。地租改正法令は明治六年（一八七三）であるが、静岡県下のうち旧駿河国の地租改正事業は、明治七年一月大迫貞清県令の布達によって明治八年三月から着手されている。実地状量、地位詮定事業を経て、地租改正事業は、耕地の主な部分を明治一二年に、市街地は明治一三年に、山林・原野は明治

一四年に終了している。二四四は、地租改正直前の明治七年の井組三郷全体の田反別水掛かりを記載しており、総計反別四百六十二町四反二畝二十一歩である。これに対し、地租改正後明治一二年の田反別水掛かりを示す二五五では、総計五百三十一町五畝四十二歩である。約六八町歩余（一八・八％増加）が増えている。また、二四四は、明治初年の用水管理・水配人の権限・堰番に関する取り決めである。

二五六は、明治二〇年の用水管理・用水維持費予算案の実例を示したものである。現存の最古のものが二五六である。なお、井組三郷の用水管理が「水利土工協議会」の名称で行なわれるようになったのは、明治一八年からである（二五七に記載あり）。「用水組合」の名称を使用するようになったのも、史料でたどり得る限りでは二五六の明治二〇年からである。但し、明治二二年市町村制施行にともなう旧用水管理組織の改組を目的とした「水利組合条令」公布は明治二三年六月二一日であり、この「用水組合」は未だなんら法的基礎に基づいていたものではなかった。また、「第三節 生活と産業」の二九九・三〇〇・三〇一・三〇二の史料にも示されるように、明治二〇年代から明治三〇年代はじめまでは「用水組合」の名称と同時に、近世以来の「井組」の名称も併用されている。

現在の芦湖水利組合の原型である「組合」（まだ、「芦湖用水組合」の名称ではない）が、深良村・富岡村・小泉村・泉村・長泉村・清水村・富士岡村の七ヶ村によって正式に組織されたのは明治三〇年三月六日である（芦湖水利組合所蔵「駿東郡深良村六ヶ村外組合規定」）。これは、ちょうど逆川事件の裁判の渦中にある時期であり、裁判に対応するために七ヶ村の「町村組合」の形式で、「組合」が組織されたのである。但し、当時は未だ「水利組合条令」が静岡県に施行されていなかったため、ここにおいても「組合」はこの「水利組合条令」に基づくものではなかった（二五七に記載あり）。

「第二節 逆川事件」は、逆川事件の発端から裁判の経緯、神奈川県側との和解の内容を時間的経過に沿って史料を配列した。逆川事件は、これまで、明治二九年四月の事件の発端から明治三十一年一月の大審院における逆転判決までを軸にして語られることが多かった。しかし、事実関係を追うと、既に事件の起こる前から逆川事件の伏線ともみられる状況が惹起されている。また、和解調停役をつとめた人物の一人である富田鉄之助は、調停を行なうと同時に深良用水の水を利用して発電事業を企てている。突発的に起こった単なる水利権争いではなかったのである。

二九七は、明治に入ってから始めて、神奈川県側元箱根村との間に取り交わされた、明治一四年芦ノ湖水利権の確証書である。「甲羅伏」の維持による水利権の保障が確認されている。明治二〇年五月芦ノ湖が箱根神社から御料局に編入されている。そのため、二九八では、明治二二年湖水門の修繕願いを御料局長官宛に提出している。

二九・三〇〇は、逆川事件の背景となる神奈川県側仙石原村の動向を示す史料である。明治一三年箱根仙石原に、渋沢栄一の従弟にあたる須長伝蔵が渋沢の命を受け、牧場経営のために入植する。耕牧社と名付けられた牧場がそれであり、七五〇町歩余の土地を持ち、牛馬約三百頭を飼育していたといわれる。三九は、明治二六年耕牧社が芦ノ湖水を利用して仙石原に水田開拓を行なったことに対する、静岡県側用水組合からの開拓差し止め願いである。同時に、用水組合は芦ノ湖水の水利権を強く主張している。三〇〇は、水田開拓のために神奈川県側仙石原村から御料局長宛に提出した芦ノ湖水使用許可願いである。

明治二九年四月一二日逆川事件が起きている。神奈川県下足柄郡仙石原村長勝俣沢次郎・大窪村長市川文次郎・耕牧社須長伝蔵の命を受けた人夫が、芦ノ湖水を深良用水に引くために設けてあった「甲羅伏」を破壊したのである。

三〇一は、事件の翌日四月一三日小泉村書記堀内保蔵が実地検分を行ない、三名による「甲羅伏」破壊の事実を確認し

た書類である。三〇二は、事件発生から告訴前日四月三〇日までの間、上記三名を告訴するまでの経過を記した貴重な日誌である。上京のうえ、静岡県知事小松原英太郎との相談(不在のため、面会できず)、警察・弁護士などとの相談を経て、四月二八日小泉村長菅沼佐太郎・長泉村長米山藤三郎・深良村長小林由太郎の三名を告訴人とすることに決定している。なお、当時の静岡県知事小松原英太郎(一八五二—一九一九)は、山県有朋系官僚として活躍した人物であり、のちに貴族院勅撰議員(一九〇〇—一九一六)、明治四一年文部大臣兼農商務大臣(第二次桂太郎内閣)、枢密顧問官(一九一六—一九一九)をつとめている。また、文中で登場する湯山柳雄(一八五五—一九三二)は御宿の豪農湯山半七郎の長男である。明治一三年愛郷社を組織、明治一五年岳南自由党に参加するなど、駿東郡における自由民権運動の指導者であった人物である。

三〇三は、逆川事件の告訴状(五月一日)である。原告(告訴人)は、小泉村長菅沼佐太郎・泉村長米山藤三郎・深良村長小林由太郎の三名、被告(被告訴人)は勝俣沢次郎・市川文次郎・須長伝蔵の三名である。「甲羅伏」使用権・芦ノ湖水の水利権を、近世以来の既得権利として強く主張している。告訴状中の第一号証から第五号証は、それぞれ、三〇五で横浜地方裁判所へ提出した証拠書類目録のうちの第一号から第五号に対応する。三〇四は、芦ノ湖水利組合に保存されていた逆川事件関係新聞記事の切り抜きである。地元新聞である『静岡新報』以外に、東京の新聞である『都新聞』・『国民新聞』・『東京新聞』が収集されている。

明治二九年一月一日横浜地方裁判所において逆川事件の判決が下った。三〇六は、その判決全文である。この第一審判決では、証拠不十分による被告三名の無罪と、原告三名による「甲羅伏」破壊の賠償請求却下の判決が下されている。原告の全面敗訴である。ここで、注目すべきことがらは、被告の「甲羅伏」破壊事実を裁判所が認めている

点である。この事実認定は、第一審判決以来最後まで一貫したものである。また、この判決での原告の全面敗訴の理由として、被告の「甲羅伏」破壊がかならずしも犯罪に相当しないことが述べられているほか、逆川事件の裁判における手続き上の二つの問題が挙げられていることである。①弁護士岸清六が弁護士の資格を欠いていること。②深良用水関係行政村は七ヶ村であるにもかかわらず、原告は三ヶ村の村長にすぎず、委任者として不適切であること。以上二点である。

原告側では、横浜地裁判決全面敗訴にともない東京控訴院に上告をする。三〇七は、明治三〇年四月六日上告棄却判決である。棄却の理由として、被告の「甲羅伏」破壊事実を認めつつ、被告（神奈川県側）の芦ノ湖水利権の主張を認め、原告（静岡県側）が芦ノ湖水の水利権を占有するものではないことが述べられている。

この棄却判決にともない、原告は、同年四月二二日大審院に上告する。三〇八は、その上告趣意書（四月二四日）である。この上告から、原告は、深良用水関係七ヶ村長となっている。原告は、深良村長小林由太郎・小泉村長菅沼佐太郎・富岡村須山村組合村長横山健吾・泉村長服部大輔・長泉村長室伏平右衛門・清水村長代理助役平井喜十郎・富士岡村長杉山利十郎の七名である。また、弁護士も代わり、弁護士鈴木充美になっている。三〇九は、上告に対する七月八日大審院判決である。被告三名による「甲羅伏」破壊の事実認定を軸に判決が行なわれている。第一審横浜地裁判決・第二審東京控訴院棄却判決が全面的に破棄され、逆川事件の審理を名古屋控訴院に移送する旨が決定されている。この判決では、既に被告三名の「甲羅伏」破壊について「被告等ノ所為ハ犯罪的所為ト見做サ、ル可カラサルナリ」の見解が示されており、明治三〇年一月二〇日名古屋控訴院判決と翌明治三十一年一月二〇日大審院判決における被告三名の有罪判決の原型が提示されている。なお、大審院判事のうち柳田直平は、後年の民俗学者柳田国男（旧姓松

岡)を明治三四年に養嗣子とする人物である。三〇は、この大審院判決の当日、判決内容を電報で報せたものである。「シヨウリ(勝利)」という言葉からうかがわれるように、この大審院での名古屋控訴院への移送決定は、原告にとって実質上の逆転勝訴であったのである。

三二は、明治三〇年一月二〇日名古屋控訴院における差し戻し審の判決である。判決は、原告の全面勝訴である。被告三名は各重禁錮一月罰金二円、「甲羅伏」破壊に対する損害賠償金四八〇円八五銭を原告へ支払うことが言い渡されている。控訴院判決を不服とした被告三名は、大審院に上告を行なう。三三は、被告三名による上告答弁書である。

逆川事件の最終的判決である大審院判決は、翌明治三十一年一月二一日に行なわれている。三三は、その判決書である。名古屋控訴院での判決を正当とし、被告三名の上告を棄却している。同時に、この大審院判決では、「甲羅伏」設置の権利が原告(静岡県側)にあること、換言すれば、芦ノ湖の水利権が原告(静岡県側)にあることが縷々述べられている。これにより、現在に至るまでの静岡県側(静岡県芦湖水利組合)の芦ノ湖水への権利の保持が確定したのである。三四は、逆川事件大審院判決直後、明治三十一年三月原告として名を連ねた深良村長小林由太郎の記述による逆川事件顛末記録である。

近代の用水
第5章
逆川事件大審院判決後、富田鉄之助を仲介役として、原告(静岡県側)と被告(神奈川県側)の和解調停がなされる。富田鉄之助(一八三五―一九一六)は実業家であり、明治一五年日本銀行副総裁、明治二一年日本銀行総裁(明治二三年)、明治二三年貴族院勅撰議員、明治二四年東京府知事、明治二九年富士紡績設立(初代取締役会長)、明治三〇年横浜火災保険設立などを行なっている人物である。

三五は、明治三十二年九月二四日示された調停案である。しかし、和解はすぐには行なわれず、五年後の明治三六年九月に至り、ようやく和解調停式発会の運びとなる。三六は、その際確認された逆川事件和解調停書である。三七は、箱根塔ノ沢環翠楼で開かれたこの和解式の式次第である。なお、三五・三六・三七は、御宿の湯山半七郎が所蔵していた印刷物である。

深良用水は、単に農業用水としてのみならず、生活用水や発電事業をはじめとする産業用水にも利用されてきた。

「第三節 生活と産業」は、深良用水の水を「水資源」として生活・産業用水として利用している史料を掲載した。

三八は、明治二年八月三日御宿の湯山半七郎による水車建設願いである。この、水車が何に使用されたものか明確ではないが、深良用水の水を使用している水車の利用であることは間違いない。三九は明治二四年から明治二六年までの、三〇は明治二八年の、上郷水配人の用水管理の日誌である。特に、毎年六月から八月ころにかけて用水を分水している様子、新川を中心に用水の管理をしている様子がうかがわれる。

三〇は、明治二六年一月一五日東京在住の平松与一郎外一名と井組(上郷・中郷・下郷)の電気事業契約書である。契約書「第一条」に「今回平松与一郎ハ電気其他ノ器械設置ノ為メ」と記されているように、この史料は平松与一郎が芦ノ湖の水を利用して水力発電を計画したものと考えてよいだろう。これが、芦ノ湖水を利用した水力発電計画の嚆矢といえるものである。日本における発電事業は当初火力発電中心であり、日本初の水力発電は明治二五年京都市における琵琶湖疏水発電事業である。したがって、三〇に示された水力発電の計画は、実現をみなかったものの、日本で水力発電に注目した草分け的なものと考えられる。

三一は、明治三十一年七月二三日井組と東京水力電気株式会社との芦ノ湖水利用に関する契約書である。三〇の平松与

一郎に引き続き、東京水力電気株式会社「箱根芦湖々水ヲ使用シ水力電気事業ヲ経営」しようとしたものである。当時東京水力電気株式会社社長は逆川事件の和解調停の仲介役をつとめた富田鉄之助であり、また、契約の日付も大審院において逆川事件の最終的判決が下った同年一月二日から数えて約半年後である。この東京水力電気株式会社との契約は、逆川事件の和解調停となんらかの関連があったのではないかと推測される。その後、東京水力電気株式会社（取締役会長大倉喜八郎）とは明治三八年五月一二日芦ノ湖水利用の再契約を結ぶが（三三）に記載あり）、東京水力電気株式会社は水力発電を行なうにはいならず、のちに東京電燈株式会社に権利が譲渡されている。さらに、東京電燈株式会社も水力発電の実行にいたらないまま、芦湖水利組合に無断で明治四二年八月一日箱根水力電気株式会社に権利を譲渡している（三三に記載あり）。大倉喜八郎（一八三七〜一九二八）は、実業家であり、明治一九年東京電燈株式会社設立、明治二六年大倉組設立、明治三一年大倉商業学校（大正七年大倉高等商業、現東京経済大学）設立などを行なっている人物である。

三三は、明治四四年一月一七日水力発電事業に関して、芦湖水利組合が横浜電気会社と契約を締結しようとしたことに対する失効意見書である。「横浜電気会社ノ内容ハ字逆川口ニ野心満々タルコトヲ探聞致候」と記されているように、芦湖水利組合（静岡県側）の水利権が侵害されるのではないかとという危惧が、意見書の理由として表明されている。結局、横浜電気会社との契約は締結されず、大正二（一九一三）年一月二七日芦之湖水力電気株式会社と、水力発電に関する芦ノ湖水利用の契約がなされている。三四は、その契約書草案であり、三五は、その契約書である。この契約書では、芦之湖水力電気株式会社の発起人総代は泉村長芹沢多根である。それまでの水力発電計画が在京の株式会社との契約であったのに対して、芹沢多根は当時芦湖水利組合管理者であり、ここでは、事実上芦湖水利組合関係者

説
が水力発電を計画したことになっている。

解
三六は、大正二年四月二二日上ヶ田における新田開鑿差し止め願いである。新田開発によって、深良用水の水が従来からの「古田」に行き渡らなくなるため、新田開発を差し止めるよう願い出たものである。

三七は、明治四一年四月一三日公布「水利組合法」(一〇月一日施行、「水利組合条令」廃止)にともない、大正四年一月二五日芦湖水利組合を「水利組合法」に基づいた組織に再編成するよう求めた意見書である。同時に、芦湖水利組合成立の経過が要約して記されており、近世の「井組」以降の組織的変遷を知る上で貴重な史料である。そして、「水利組合法」に基づき、同大正四年はじめて法律的基盤を明確にした芦湖水利組合となる。三八は、そのときの「規約」である。

水力発電のほかにも、深良用水の水を産業用水として使用しようとする事例は多い。三九は、深良村の松井謙保が製材・製缶工場に深良用水の水を使用しようとして、大正七年芦湖水利組合のうち中郷と結んだ契約書である。四〇は、芦湖水利組合が株式会社高野製紙所、裾野製紙株式会社、駿河電化工業株式会社と結んだ深良用水使用の契約書である。

四一は、大正七年陸軍特別大演習に際しての国家功労者贈位の計画で、深良用水開削の功労者友野與右衛門の事績を調査するように命じた書類である。

深良用水の水を利用しての水力発電は、これまですべて計画倒れに終わっていたが、四二の大正八年八月九日東京電燈株式会社との再契約により、ようやく実行に移されることになる。発電所の完成は、深良川第一・二発電所が大正一一年一月、第三発電所が大正一二年一月二月である。『東京電燈株式会社開業五十年史(昭和一一年)』所収「震災

前供給設備及区域概要」によると、当初の配電地域は、静岡市方面が主であったようである。その後、大正一二年三月七日水力発電の権利は、東京電燈株式会社から芦之湖水力電気株式会社に譲渡され、さらに同年一月二七日芦之湖水力電気株式会社が東洋モスリン株式会社に合併されたため、権利が東洋モスリン株式会社に移っている。そして、東京電燈株式会社が、大正一四年四月一七日権利を東洋モスリン株式会社に買収したため、再び、水力発電の権利は東京電燈株式会社に戻っている。東京電燈株式会社は、その後、昭和一七年関東配電株式会社に合併され、戦後昭和二六年東京電力株式会社が関東配電株式会社の全事業を継承したため、深良用水を利用した水力発電事業は東京電力株式会社が行なうこととなり、さらに、昭和五六年姫川電力株式会社が東京電力株式会社に買収された。三三は、大正一二年一月神奈川県の管轄に属することになったからである。

三三は、大正一三年七月二日芦湖水利組合から神奈川県知事清野長太郎宛に提出した「芦湖々水敷地占用並ニ工作物設置」の願書である。工作物とは逆川口石垣・「甲羅伏」、四ツ留水門を指す。なお、この願書が神奈川県知事宛に提出されているのは、芦ノ湖の管轄が明治二〇年以後の御料局から、大正一一年内務省に移管され、具体的には翌大正一二年一月神奈川県の管轄に属することになったからである。

大正一一年深良川第一・第二発電所、大正一二年深良川第三発電所の完成とともに水力発電が本格的に行なわれるようになる。そのため、芦ノ湖水が水力発電に利用されることにより、深良用水本来の農業用水としての水が不足を来すようになる。大正一四年、大正一五年(昭和元年)、昭和二年、三年連続して干害が発生している。三四は、干害にならないよう芦ノ湖水の水位維持を約束するため、大正一四年四月一七日東京電燈株式会社が芦湖水利組合に提出した保証書である。しかし、この大正一四年は干害となった。三五は、大正一四年九月二日芦湖水利組合から東京電

説
燈株式会社に提出した、干害損害賠償の請求書の写である。三三六は、大正一四年と大正一五年(昭和元年)の干害状況の記録、及び損害賠償を東京電燈株式会社に求めた交渉記録である。三三八は、昭和二年の干害状況記録である。三三九は、三年連続の干害の後、昭和三年はようやく干害を免れることが出来たことを記す、事業報告である。三四〇は、今後干害が起きないように、用水管理のため芦ノ湖四ツ留水門付近に、巡視・取締人一名を常住することを取り決めた昭和七年一月二〇日の契約書である。

深良用水の水は、防火用水として利用されることもあった。三三七は、深良村消防組が大正一五年五月一日用水の水を利用して葛山区中里の火災鎮火につとめたことに対する沼津警察署長からの表彰状である。

三三九は、干害のあと、昭和一二年四月一日から施行された芦湖水利組合水配人服務内規である。

「第四節 地域の変貌と用水」は、戦後から現代までの深良用水の様相を示す史料を掲載した。三四二は、敗戦直前昭和二〇年七月一八日芦湖水利組合事務引継書である。当時の芦湖水利組合の組織、財産(工作物・書類)、会計など全事業内容を示すものである。三四三は、昭和三〇年二月一日芦湖水利組合規約である。

昭和三九年七月一〇日「河川法」が公布された(昭和四〇年四月一日施行)。三四四は、その「河川法」に基づく芦ノ湖水利権の届け書である。

昭和四八年神奈川県側箱根町から、公共下水道の水利利用のために、芦ノ湖水の利用許可を芦湖水利組合へ申請してきた。三四五は、その申し入れ書である。三四六は、それに対する芦湖水利組合(裾野市長)からの回答(申し入れ拒否)である。

以下、三四七から三四八は、近年の深良用水管理に関する記録である。三四七は、昭和五三年時点の芦湖水利組合の財産目

録である。三六は、昭和五六年九月二五日深良川第一・第二・第三発電所を、東京電力株式会社から姫川電力株式会社へ譲渡する旨をしるした契約書である。三七は、昭和五九年芦湖水利組合規約である。これが、現行の規約である。三八は、昭和五九年異常気象による芦ノ湖水面の低下に関して、神奈川県知事(長洲一二)から芦湖水利組合(裾野市長市川武)宛に提出された水位維持のための要望書である。三九は、深良水門工事のため、昭和六一年一月二日から二三日まで用水断水を知らせる通知である。四〇は、深良水門と湖尻水門管理に関して昭和六二年五月一日神奈川県知事(長洲一二)と静岡県知事(斎藤滋与史)・芦湖水利組合(裾野市長市川武)との間に結ばれた覚え書きである。四一は、同日、神奈川県河湾課長と静岡県河川課長・芦湖水利組合(裾野市長市川武)との間に結ばれた芦ノ湖水利用に関する覚え書きである。四二は、四三・四三に基づき設置された新湖尻水門の管理に関する、同昭和六二年一〇月一九日付けの再確認書である。四四は、毎年行なわれている芦ノ湖水神社祭典の、昭和六三年の案内状である。四五は、毎年夏下郷で行なわれている古文書虫干会の昭和六三年の案内状である。四六は、平成元(一九八九)年一月完成した深良水門補助水門の記念碑「銘文」である。四七は、平成二年完成した新湖尻水門由来碑である。この碑文からもうかがわれるように、ここは、近世以来「甲羅伏」が設けられていた場所であり、「甲羅伏」に代わり昭和二七年旧湖尻水門が設置され、この新湖尻水門設置により現行の状態となったのである。四八は、平成二年九月一七日決定された芦ノ湖湖尻水門操作規則である。

(岩田 重則)

第六章 画像にみる用水

一 画像資料の意義

深良用水は具体的にどのような姿を示し、地域の人々にどのように認識され位置づけられてきたのであろうか。前章までに紹介されているように、深良用水に関する文字資料は豊富である。深良用水の開削の過程、その結果として組織された井組とその運営、あるいは井組間の争論、さらに近代に入ってから深良用水をめぐる対立抗争と裁判等について、文字資料は多くのことを教えてくれる。前章までの文字資料を読むことによって、深良用水の全体像が分かったという思いになる人が多いであろう。

しかし、少し具体的に、芦ノ湖の水はどのように外輪山を潜って西側に出てくるのか、その水門はどのような施設があったか、水の調節をしてきたのか、あるいは用水路にはどのような施設が設けられて水が分けられ、個々の水田にまで配られていたのかということを知りたいと思うと、文字資料のみでは皆目見当もつかないことがさまざま判明する。数十に及ぶ用水施設としての堰の名称は文字資料で知ることができるが、それぞれの堰の具体的な姿やその堰の維持管理の方法、水の調節方法については教えてくれない。また、用水の恩恵を受けてきた人々が、日々の生活で用水とどのように関係し、水路やそこに設けられた施設でどのような仕事をしてきたのか、あるいは流れる水をどのように利用してきたのかも文字資料からは知ることができない。

このような深良用水の具体的な姿や人々との関係を教えてくれる資料は文字以外に求めなければならない。そこで浮かび上がってくるのが、同じく紙に記され過去から伝えられた資料である図像資料である。文字資料に比較して具象的であり、姿や形を視覚に訴えるかたちで教えてくれる。本巻がわざわざ一章を立てて深良用水に関する図像を集成しようとしたのは、このためである。

ところが、深良用水に関する図像資料は決して多いとは言えない。図像資料は非常に限られたものである。ここに収録した図像が示しているように、大部分は絵図である。近世には多くの絵図が作成されている。それらには用水路の各所に設けられた施設が描かれている。しかし、絵図の多くは用水をめぐる訴訟に関連して作成されたものである。訴訟文書に添えられて提出された絵図と訴訟の判決にあたる裁許に際して作成され下付された裁許絵図が中心となる。それらは紛争の場所なり地点を描くことに目標があるので、用水全体を詳細に描くことは少ないし、また私たちが知りたいと思う用水路の具体的様相を描き込んでいることもほとんどない。位置を示すために各所の堰が描かれているに過ぎないものが多い。いわば模式図というべき粗い地図が近世作成の絵図である。縮尺はもちろん存在せず、大きさも一定しない。描き込まれた事物も当然ながら厳密なものではない。また、深良用水についての近世作成の実測図や設計図はまったく残されていない。これはなにも深良用水だけのことではなく、近世の土木工事に関連して実測図や設計図が残されている例はほとんどない。明治以降になると、各種の実測図、設計図が作成され、さらに保存されて、今日に伝えられるようになる。本章にも、明治以降のそのような図像がいくつか収録できた。それらによって、深良用水の様相はより正確に知ることができ、その多くは近世まで遡ることができる。

絵図を中心にした図像資料は平面的なものである。深良用水の様相を立体的に描いたものはほとんどない。近世の

絵図には模式的に事物を描き入れ、スケッチのような感覚でやや立体的に示している所もあるが、全体的には少ないし、また描いていても周辺の事物は平面的であるから、全体として立体的な図像とはならない。その点では絵巻物のような絵画資料とは大きく異なる点であり、図像資料としての限界である。明治末以降になると、具体的な姿を示してくれるものに写真が登場する。恐らく用水に近い地域の家々には多くの写真が保存されているものと思われるが、今回その写真のなかに深良用水の様相を写したのを見ることはできなかった。

絵図中心の図像資料は、深良用水と人々の関係を示してくれない。ここには一人の人物も描かれていない。人間不在の深良用水という寂しい図像資料となっている。多くの資料群のなかには、深良用水の工事、また堰普請や用水浚え、あるいは田圃での耕起作業や田植えを描いたスケッチや絵があるのではないかと期待したが、残念ながら近世はもちろん近代についてもそのような絵画資料を得ることはできなかった。各地の奉納絵馬にはしばしば農耕の姿が描かれているものがあるが、深良用水の流域にはそのような絵馬も見られない。人々がどのように深良用水の維持、管理にあたっていたのか、その人々の労働の所作を教えてください。図像を提示できなかった。

このような限界をもつ図像資料であるが、しかしそれでも文字資料のみから深良用水を考え、理解するよりはよほど豊かなものが得られる。堰の名称だけから理解しているのと、絵図に描かれた堰の様相を知って文字資料を読むのでは、その理解の深さは大きく異なるであろう。それぞれの堰がどのような特色をもつ施設であるかは、絵図も教えてくれる。特別な位置や特別な構造物は、その場所を特定するための指標となるので、絵図はできるだけ詳しく描いている。それを現状と比較すれば、その用水路や用水施設を具体的に把握できるし、現在のなかに歴史を発見することが可能になる。

本章では、図像資料を年次順に配列していない。芦ノ湖から下郷の末端に到るまでの用水の流れに沿って、地点別に注目すべき図像を絵図その他の資料から該当の部分を取り取って配列している。同じ地点についての図像は年次の異なるものをまとめて示している。したがって、全体的には時間の流れによって図像を理解するというよりも、地点毎の図像上の特色を示そうとした。その同じ地点についての図像は年次順となっており、地点毎の時間的な変化は明らかにできる。ただし、作成年代の判明する絵図や設計図はわずかであり、全体としては「年未詳」と記載せざるをえないものが多数を占めている。同一地点の年次による変化を確認することができずは少数であることも事実である。

二 収録資料の解説

本章に収録した図像は全部で四八点であり、それに袋入りとして地図を三点、また巻末折り込みとして地図一点を加えた。用水路全体の特徴的な地点や施設、あるいは人々の生活との関係をできるだけ示そうとして、点数としては多くを収録したが、それを利用した絵図や実測図、設計図は限られている。図像としての情報が多い絵図や設計図に限定したからである。同じ絵図から多くの部分図が採用されて登場している。それらの利用した資料について、その性格や作成年代、事情等を個別に説明しておこう（「」内の数字は掲載番号を示す）。

(1) 明治六年「元箱根村絵図」〔三〇〕 恐らく明治の地租改正に際してその準備過程で作成されたものと思われる。明治に入ってからのものであるが、実測に基づく地図ではなく、近世的な絵図の一種である。字名の記載はなく、顕著な地形とその地名が記されている。

(2) 年未詳「助郷関役村絵図」(タテ五cm×ヨコ六cm) 〔三六〕 年次の記載はないが、明らかに近世のものである。

沼津宿、三島宿への助郷役および箱根関役を負担する村々の図示を目的にした絵図であると判断できる。芦ノ湖を「水海」と記し、水門を描くとともに、用水については「箱根水海余水抜」としている。

(3) 年未詳「深良用水石垣・土手普請場絵図」(タテ三〇cm×ヨコ三〇cm) 〔三六二、三六六、三六〇、三六六、四〇〇〕 芦ノ湖から水の末端部まで描き、主として石垣、土手の箇所を記載している。普請対象の地点を示すための絵図だったと思われる。記入されている用語から判断して近世作成の絵図である。

(4) 年未詳「芦ノ湖水門及逆川絵図」(タテ三cm×ヨコ八cm) 〔三六三、三七二〕 四ツ留水門と逆川の位置を描き、「発掘ノケ所」と「埋立ノケ所」を示す絵図である。凡例の記載方式から判断して明治に入ってからの絵図と考えられる。

(5) 天保二年「井組廿八ヶ村村箱根湖水路村々堰々図」(タテ五cm×ヨコ四九cm) 〔口絵二、三六四、三九〇、三七七、四〇二〕 描いている内容は(3)年未詳「深良用水石垣・土手普請場絵図」と基本的には同一である。重要な地点や構造物には付箋を付けて地名や名称を記している。

(6) 明治三二年写「深良用水御普請所絵図」(タテ三三cm×ヨコ二〇・九・五cm) 〔三六五、三七三、三七七、三九一、三九四、三九八、付図二〕 明治三二年の写しであるが、内容は近世の普請地点を示す絵図である。この地図には水門、上穴口、下穴口等多くの名称が記されている。

(7) 年未詳「箱根湖水井組全域絵図」(タテ四・五cm×ヨコ五・五・五cm) 〔三六六、三七二、三七四、三七九、三六四、三九〇、四〇四〕 これは(6)明治三二年写「深良用水御普請所絵図」と同じ図であるが、図の描き方は全体に簡単であり、また記載されている地名や名称も少ない。

(8) 年未詳「芦ノ湖水門図」(タテ七cm × ヨコ三cm) 〔三七七〕 書かれた年次は明かでないが、明治末に造られた四ツ留水門以前の古い水門の構造を描いているものと思われる。

(9) 年未詳「四ツ留水門新設設計図」(タテ四cm × ヨコ五cm) 〔三八六〕 実測に基づく図面であり、四ツ留水門を新しく造るための設計図である。作図された年次は不明であるが、そのなかに在来水門として描かれている図面の水門の両側に明治四三年四月の水門碑の枠が描きこまれているので、新設の計画は大正以降のことと判断される。新設水門が在来の四ツ留水門の下流一二メートルの所に設置するように描かれており、可能性としては、昭和一二年に水門新設を計画して神奈川県知事に請願した〔三三三〕「昭和二〇年芦湖水利組合事務引継書」ときのものであると判断できる。これは結局神奈川県が許可がなく、この設計図に基づく水門は新設されなかった。なお、図に記入されている単位は尺である。

(10) 年未詳「四ツ留水門見張小屋付近見取図」(タテ五・五cm × ヨコ三cm) 〔三九六〕 これも作成年次不明であるが、大正一四年の「湖水水位維持につき東京電燈保証書」〔三四四〕に「貴組合トノ間ニ信用アル者名ヲ選定シ四ツ留水門付近ニ常住セシメ同水門並逆川甲羅伏悪水吐口ノ巡視取締ニ任シ」とあることに関連する図面と判断される。

(11) 志賀富士男「箱根用水の謎を解く」〔三七五〕 『科学朝日』一〇巻二二号(一九五〇年)に掲載された調査概報である。その年の夏に朝日新聞社の後援で深良用水の総合調査が行われた。その調査団長をつとめた志賀富士男氏が、成果の一端を解説したものである。

(12) 年未詳「放水路変更地点平面図」(タテ三cm × ヨコ三・五cm) 〔三七八〕 大正九年の「東京電燈株式会社との電気事業契約書」〔三三三〕の第五条において放水路の変更を認めているが、それを具体化した図面であると判断される。

(13)年未詳「箱根用水水論絵図」(タテ五・五cm × ヨコ四七cm) 〔三六二、三六三、三六九、三九二、三九三、三九六、四〇一、四〇四〕 安永五年の水論裁許に際しての絵図の写しと考えられるが、年次等を判断する記述はない。巨大な絵図であり、しかも彩色も豊かである。特に黄瀬川筋についての描写は具体的である。

(14)文久元年「御宿村絵図」(タテ六cm × ヨコ四六cm) 〔三六三〕 裏書きに「文久元辛酉年九月廿六日認、御宿村絵図面」とある。黄瀬川に深良用水の新川が合流する地点、黄瀬川から取水する古堰を描いている。

(15)延享元年「佐野堰水路絵図」(タテ六cm × ヨコ六六cm) 〔三六五、三七七、四〇五〕 黄瀬川に設けられた佐野堰とその水路を比較的詳細に描いている。下図として書かれたものらしく、墨が薄く水路その他に彩色がない。

(16)文政三年「石脇村湖水掛絵図」(タテ四六cm × ヨコ三三・五cm) 〔口絵三、三六〕 石脇村の領域内の耕地を描き、そのなかの深良用水の水掛かりの水田を表示した絵図である。水掛かりの水田は基本的には佐野堰から取水していたことが分かる。

(17)年未詳「富沢堰用水絵図」(タテ三三cm × ヨコ二四・五cm) 〔三六六〕 表題はなく、黄瀬川から取水する富沢堰とその水路を描いている。特に取水地点の堰の様相と隧道穴口までの描写が詳しい。堰の設置の方法や番水の際の処置についても注記しているのが特色である。記載された領主の名前から安永年間以前の作成と判断される。

(18)年未詳「富沢村堰絵図」(タテ三三cm × ヨコ二五cm) 〔三七七、四〇六〕 基本的には(17)年未詳「富沢堰用水絵図」と同じものであるが、富沢村の二つの集落の様相が家の形で具体的に描きこまれ、その間を用水路が流れていることが分かる。絵図の右上に「富沢村堰絵図控へ」として「是ハ当村堰元ニ付、大口分絵図ニ致候得共、定輪寺村は別紙致差上申候故、堀筋斗り絵図ニいたし田畑色わけ并村道家等迄定輪寺村トハ印不申候」と記している。

(19) 年未詳 「深良村消火栓位置図」(タテ四〇cm × ヨコ二六・五cm) [BOP] 作成年代は不明だが、謄写版刷りされた図であり、記載内容から判断して昭和に入ってからのもので考えられる。

(20) 安永五年 「箱根湖用水水論大絵図」(タテ二八cm × ヨコ四〇元cm) [付図二] 安永三年に始まった水論は安永五年に裁許が出されたが、それをうけて関係村が立ち会って確認した絵図の写しである。表題はないが、「論所双方立会分間相改堅式厘間ニ而壹枚絵図ニ仕立候処相違無御座候」として、関係村の村役人の名前が連署されている。図面は、彩色され、芦ノ湖から末端まで詳細に用水路を描いている。これと同様の絵図が下郷共有文書にあり、またこれらの写しが(13)年未詳「箱根湖用水水論絵図」であろう。

(21) 年未詳 「蘆湖用水掛堀分反別図」(タテ四六cm × ヨコ六五cm) [付図三] この図は青焼きの図面であり、ここではそれを反転させた。図の下に「明治拾貳年拾壹月調蘆湖用水掛堀分反別」とあるが、これは水掛りの反別を調査した年月であり、作図された年を示すものではない。水掛りの水田面積の集計が明治町村制の村単位で行われ、また図のなかでは算用数字で各堰の水掛り面積が記されているので、恐らく明治後期以降のものであろう。青焼き図の裏面には「昭和三年九月長泉村役場有」と墨書されており、明治末から昭和初年の間に作成されたものと推定される。しかし、その青焼き図作成のもとになった原図はより古いものである。その描き方から判断して(20)安永五年の「箱根湖用水水論大絵図」に基づいている。なお、これと同種の図は、明治町村制の町村の役場や鉄道や発電所の位置を書き加えたものが『深良用水の沿革』の巻頭に収録されている。

以上の絵図、設計図から、水門、堰その他重要な施設や地点の部分を切り取って描いたのが本章収録の各図である。各図は原則として上もしくは右が上流、下もしくは左が下流となるように配置している。切り取りにあたっては、紙

説
面の都合で適宜縮小しており、原寸のままではないし、同じ資料から採った場合でも、図によって縮小率は異なり、
一定していない。

(福田 アジオ)

掲載資料所蔵者別一覧

〔文書〕

渡辺武彦氏所蔵文書

裾野市富沢八

表 題 頁

〔資料番号〕 年月日

富沢村箱根湖水掘抜記

録……………二七

三 寛文一一年一月二日

富沢村年貢割付状……………二三

三 寛文一二年一月二三日

富沢村年貢割付状……………二五

元 延宝 七年 八月

江戸町人橋本山友他三名請負金返済約束証文……………二六

癸 延宝 七年一月

富沢村年貢割付状……………二四

天 延宝 八年一〇月

富沢村年貢割付状……………二七

三 天和 三年 四月二二日

江戸町人浅井佐次右衛門等金子預り証文……………二八

三 天和 三年 四月二二日

江戸町人浅井佐次右衛門等金子借用につき起請文……………二九

三 天和 三年二月一四日

江戸町人浅井佐次右衛門等金子返済起請文……………二〇

三 貞享 五年 四月二〇日

富沢村他二カ村畑成田

三 元禄 二年

につき下筋五ヶ村に對し口上書……………二五

六 元禄 六年 四月 六日

江戸町人浅井佐次右衛門等年貢代金不正につき富沢村勘兵衛訴状……………二二

二 元禄 八年十二月

富沢村定輪寺前掘貫淺人足賃他書上……………二八

二 元禄 一一年 七月

富沢村・定輪寺村箱根水掛反別帳……………二九

二 元禄 一二年二月

定輪寺村前堰御普請につき富沢村願書……………三〇

二 元禄 一三年 四月一日

富沢村役米錢・箱根水入用帳……………三六

二 宝永 二年 三月

定輪寺前堰御普請につき富沢村扶持米請取状……………四三

二 宝永 三年 二月一四日

富沢村堰人足書上……………四五

二 宝永 三年 三月二五日

新川堤復旧に伴う争論につき深良村訴状……………三七

二 宝永 三年 六月二六日

新川堤復旧に伴う争論につき井組二十八カ村返答書……………三七

二 宝永 三年 六月二六日

新川堤復旧争論裁許深良村・井組二十八カ村

一〇六	宝永	四年	三月一八日	請書……………	一〇六	人取調書……………	二〇六
一〇六	宝永	四年	二月	砂取人足難儀につき富	一〇五	水掛り争論につき水上	二〇五
一〇五	宝永	四年	二月	沢村米拝借願……………	一〇四	村々返答書……………	二〇四
一〇四	宝永	四年	二月	亥ノ年箱根水水論共ニ	一〇三	用水争論につき地頭役	二〇三
一〇三	宝永	四年	九月	入用帳……………	一〇二	人宛小田原藩役人返書…	二〇二
一〇二	宝永	四年	七月	水掛り村々争論につき	一〇一	湖水出入江戸路用並雜	二〇一
一〇一	宝永	四年	七月	上郷返答書……………	一〇〇	用割帳……………	二〇〇
一〇〇	宝永	五年	六月一三日	水配役人仰付けらるに	九九	用水争論離脱につき富	九九
九九	元文	二年	三月	つき水掛り村々請書…	九八	沢村名主宛一色村願書…	九八
九八	延享	四年	八月	支配替につき水掛り村	九七	水掛り村々争論につき	九七
九七	延享	四年	八月	々願書……………	九六	水下村々訴状……………	九六
九六	延享	五年	七月	用水引方につき水上村	九五	水掛り村々争論につき	九五
九五	宝暦	七年	七月	々願書……………	九四	水上村々返答書……………	九四
九四	宝暦	七年	七月	水配役人申合せ定書…	九三	争論裁許につき水掛り	九三
九三	明和	四年	九月	湖水門修築入用高割覚…	九二	村々申合せ……………	九二
九二	明和	四年	九月	湖水門口大普請につき	九一	富沢村との用水争論に	九一
九一	明和	七年	七月	入用扶持米給付富沢村	九〇	つき一色村訴状……………	九〇
九〇	明和	七年	七月	願書……………	八九	田成畑開発につき一色	八九
八九	明和	七年	九月	水配役人申合せ定書…	八八	村注進書……………	八八
八八	明和	七年	九月	水配人宛拾給役人申し	八七	富沢村と一色村水論に	八七
八七	明和	九年	三月	渡し……………	八六	つき水配人口上書……………	八六
八六	明和	九年	三月	二ツ屋新田と水上村々	八五	一色村との用水争論に	八五
八五	明和	九年	三月	争論につき願書・水配	八四	つき富沢村請書一札…	八四

掲載資料所蔵者別一覧

一〇	安永 六年 七月	一色村との用水争論につき富沢村返答書……………	三〇	一毛 文化十一年 六月	書……………	三〇
一一	安永 六年 九月	一色村と富沢村との用水争論につき済口証文……………	三一	一六 文政十二年 八月	大堰下の用水争論につき内済証文……………	三九
一二	安永 六年 九月	用水争論内済につき一色村請書……………	三二	一七 文政十三年 二月 吉日	三俣堰分水一件につき納米里村他二ヶ村詫書……………	三八
一三	安永 七年 六月	用水掛り年番役人賄方につき村々願書……………	三三	一八 文政十三年 二月 吉日	井組二九ヶ村高反別等書上……………	三六
一四	安永 九年 四月	田畑成起返し差留につき願書……………	三四	一九 文政十三年 二月 吉日	富沢堰用水掛合・掘抜間数等覚……………	三七
一五	安永一〇年 四月	富沢村と一色村の用水争論につき取暖証文……………	三五	二〇 文政十三年 二月 吉日	富沢村堰・穴堰芝打、浚扶持人足、手当米金覚……………	七九
一六	天明 二年 七月	富沢村と一色村の用水争論につき内済証文……………	三六	二一 文政十三年 正月	湖水門書上覚……………	七三
一七	天明 八年一月二八日	水掛り村々争論につき沼津役所宛水卜村々訴状……………	三七	二二 天保三年 三月	富沢村寛永以降畑成田高入書上ヶ覚……………	一五
一八	天明 八年一月	水掛り村々争論につき深良村他三ヶ村返答書……………	三八	二三 天保三年 八月	国役御普請木品代・人足賃・普請役人等書上……………	五三
一九	天明 八年二月	水掛り村々争論につき水卜村々返答書……………	三九	二四 天保十一年 八月	富沢・一色両村掛り用水路新規掘替覚帳……………	五三
二〇	天明 八年二月	水掛り村々争論につき深良村他三ヶ村内済願	四〇	二五 弘化四年 六月	富沢村他二ヶ村用水堀新規掘替助合金請取証……………	五八
二一			四一	二六 安政二年 六月	法喜庵賀歌……………	七九
二二			四二		三俣堰分水等用水争論	

二〇	万延 元年 三月	内熟により手鎖赦免願書	四〇三	水掘抜元締の覚	二六
		上土狩村と水窪村、富沢村用水堀通路新橋につき取替規定書	七三〇	御宿村箱根湖水掘抜元締名前書上	二八
二一	明治 元年一〇月	村方用水路御尋につき富沢村他二ヶ村返答書	五二	御宿村箱根湖水掘抜水門等記録	二八
二六	明治一二年 七月	惣ヶ原水分神社創立願書	七四〇	御宿村田畑指出状	二九
二六	明治二〇年	函根湖用水組合深良村外式拾七ヶ村水利土工協議会議案	七七	箱根掘抜水年々不足につき掘下げ御宿村他一〇ヶ村願書	四六
二九	年未詳	富沢堰(2)	一〇七	箱根水懸り村々高帳	五九
二九	年未詳	富沢堰(3)	一〇八	箱根水村々用水諸入用割帳	六三
四〇	年未詳	集落と用水(2)	一〇三	新川・木瀬川諸堰書上覚	六一
湯山匡秀氏所文書藏					
裾野市御宿三〇七					
五	慶安 三年 八月二八日	大畑村他五ヶ村山林・古跡・用水等書上	五〇	水不足につき水門・土手普請三ヶ村願書	四四
六	万治 三年~寛文 六年	御宿村年貢米金皆済目録、野村彦太夫裏書	五	水門掘下げ御普請につき箱根山神領役人宛願書	四七
六	寛文 六年 七月二一日	御宿村安右衛門箱根湖	五	国役御普請出来形帳	四七
			二〇三	からうと堰五ヶ村自普	
			一五	天明 元年 五月	
			二〇三	寛政 九年 三月	
			二九	宝永 四年 六月二四日	
			二四	宝永 四年 二月	
			二六	宝永 五年 正月二二日	
			二九	安永 九年 七月	
			二五	安永一〇年 正月	

掲載資料所蔵者別一覧

三六	文政	二年	八月一三日	請書付……………	四九	三五	文政	三年	九月	井組二九ヶ村高反別控……………	六四
				新川土手破損所并湖水		三五	文政	三年	二月	御宿村諸役銭割附帳……………	六五
				門伏替見積下帳……………	六九	三五	文政	四年	六月	国役御普請につき不足	
三三	文政	二年	八月	井組二九ヶ村新川国役	四〇	三七	天保	三年	三月	金御助成二九ヶ村願書……………	五〇
				御普請願書……………	四〇	三四	天保	一四年	二月二三日	湖水門木口控……………	七五
三五	文政	三年	二月	箱根湖水新川通御普請	四五	三六	天保	一四年一〇月		新堰用水路御普請請負	
				内目論見帳……………	四五					一札及び普請所仕方覚……………	五元
三〇	文政	三年	二月	須釜新川通御普請箇所		三七	天保	一五年	七月二二日	国役御普請井組村々願	
				附内目論見帳……………	四九					書……………	五四
二七	文政	三年	六月	井組二九ヶ村新川国役	五一	三六	天保	一五年	七月二七日	御宿村新堰大破につき	
				御普請願書……………	五一	三六	天保	一五年	七月二七日	普請所見分願書……………	五四
二八	文政	三年	八月	箱根湖水新川通御国役	五三	三六	天保	一五年	七月	御宿村用水路御普請見	
				御普請書上帳……………	五三					分届……………	五四
二九	文政	三年	八月	国役御普請見分につき	五九	三九	天保	一五年	七月	かろうと堰国役御普請	
				伝馬手形……………	五九	三〇	天保	一五年	八月	につき御宿村願書……………	五八
三〇	文政	三年	九月	二九ヶ村国役御普請取	五〇	三五	弘化	三年	一月	小田原・沼津藩見分中	
				懸願書……………	五〇					諸入用等取調勘定帳……………	五八
三二	文政	三年	九月	国役御普請地頭出金に	五一	三七	嘉永	二年	七月二七日	湖水御普請につき江戸	
				つき書付……………	五一					出府・雑用入用帳……………	五六
三三	文政	三年	九月	国役御普請土取場見分	五三	三三	文久	元年		国役御普請かなわずに	
				費用につき一札……………	五三					つき松長役所宛御普請	
三三	文政	三年	九月	水懸り村々私領出金高	五四					願書……………	五七
				覚……………	五四					古堰(?)……………	五七

二七	明治一四年	九月	三日	湖水逆川口確認保護方規定……………	六一
二八	明治二二年	八月	三日	御宿村湯山半七郎水車建設願……………	八八
二九	明治二二年	四月	一五日	箱根湖水門修繕御願……………	七四
三〇	明治二六年	四月	六日	芦之湖用水新規使用差留につき深良村他願書……………	七五
三一	明治二六年	一〇月	二〇日	仙石原村長河水引用及川敷切下之義御認願……………	七九
三二	明治三〇年	一〇月	二〇日	逆川事件名古屋控訴院判決書……………	八七
三三	明治三一年	七月	二三日	東京水力電気株式会社芦之湖用水使用契約書……………	八四
三四	明治三一年	九月	二四日	逆川事件調停案……………	八三
三五	明治三六年	九月	九日	芦湖紛議調停につきて……………	八七
三六	明治三六年	九月	九日	逆川事件和解式次第書……………	八七
三七	明治三六年	九月			
勝又重俊氏所蔵文書					
裾野市久根三五一一一					
二七	安永	三年	八月	水掛り村々争論につき上郷返答書……………	二六
二八	安永	五年	七月	水配人勅方定書……………	二九〇
二九	安永	五年	七月	井組二九ヶ村宛拾給役人申合せ定書……………	二九七
三〇	安永	五年	七月	御普請願諸人用定書……………	二九〇
三一	天保一四年	三月		天保地震による大破につき地頭所宛国役御普請願書……………	二五五
三二	天保一四年	三月		天保地震による大破につき勘定奉行所宛国役御普請願書……………	二五三
三三	弘化	二年	三月	井組二九ヶ村高明細帳……………	二六
三四	弘化	三年	一月	三俣堰・穴堰立会番出入に関する規定書……………	四八
三五	元延	元年	閏三月	箱根湖用水逆川其他事件諸筆記……………	九三
三六	明治二九年	四月		佐野堰(一)……………	一〇三
三七	明治二九年	四月		水門と逆川(一)……………	九〇
三八	明治二九年	四月		下穴口……………	九七
三九	明治二九年	四月		新川(二)……………	九九
四〇	明治二九年	四月		大堰(二)……………	一〇九
四一	安永	三年	三月	久根村訴状……………	二五八
四二	安永	三年	三月		
四三	安永	三年	三月		
四四	安永	三年	三月		
四五	安永	三年	三月		
四六	安永	三年	三月		
四七	安永	三年	三月		
四八	安永	三年	三月		
四九	安永	三年	三月		
五〇	安永	三年	三月		
五一	安永	三年	三月		
五二	安永	三年	三月		
五三	安永	三年	三月		
五四	安永	三年	三月		
五五	安永	三年	三月		
五六	安永	三年	三月		
五七	安永	三年	三月		
五八	安永	三年	三月		
五九	安永	三年	三月		
六〇	安永	三年	三月		
六一	安永	三年	三月		
六二	安永	三年	三月		
六三	安永	三年	三月		
六四	安永	三年	三月		
六五	安永	三年	三月		
六六	安永	三年	三月		
六七	安永	三年	三月		
六八	安永	三年	三月		
六九	安永	三年	三月		
七〇	安永	三年	三月		
七一	安永	三年	三月		
七二	安永	三年	三月		
七三	安永	三年	三月		
七四	安永	三年	三月		
七五	安永	三年	三月		
七六	安永	三年	三月		
七七	安永	三年	三月		
七八	安永	三年	三月		
七九	安永	三年	三月		
八〇	安永	三年	三月		
八一	安永	三年	三月		
八二	安永	三年	三月		
八三	安永	三年	三月		
八四	安永	三年	三月		
八五	安永	三年	三月		
八六	安永	三年	三月		
八七	安永	三年	三月		
八八	安永	三年	三月		
八九	安永	三年	三月		
九〇	安永	三年	三月		
九一	安永	三年	三月		
九二	安永	三年	三月		
九三	安永	三年	三月		
九四	安永	三年	三月		
九五	安永	三年	三月		
九六	安永	三年	三月		
九七	安永	三年	三月		
九八	安永	三年	三月		
九九	安永	三年	三月		
一〇〇	安永	三年	三月		

市川逸朗氏所蔵文書

裾野市公文名一二一一二

三	寛文一二年	六月 五日	箱根掘貫畑成田出精糈	一四
			美銀子請取状	一四
三	貞享 三年	四月一七日	「公文名村・稲荷村明細帳」堰人足等書上	一五
			箱根湖用水水論大絵図	
付図	安永 五年		下村々願書	三五
一	寛政 元年	七月 晦日	御普請願書	四八
			御普請願書	四八
二	文政 三年	二月	御役御普請につき私領	五五
			出金村高書上帳写	五八
三	文政一〇年	四月一五日	湖水掛堰々水配帳	六六
三	文政一〇年	五月	水配上役交替一件	六六
三	文政一一年一二月		井組三郷水配人給取立帳	六七
二	天保 二年閏一二月		国役御普請下ヶ金前借願書	五三
三	弘化 三年閏五月	七日	湖水御普請願につき惣代江戸出勤覚書	五〇
三	弘化 三年一月		国役御普請につき私領出金高書上帳	五三

大庭和彦氏所蔵文書

裾野市石脇四七〇一一

二〇	宝暦一二年	五月一八日	用水不足につき石脇村願書	三三
二七	明和 三年	四月	佐野村宿堀口一件済口証文	六九
一七	安永 二年	六月	水掛り村々争論につき石脇村役人請書	四四
一八	安永 二年	八月	江戸表詮議につき拾給役人宛石脇村上申書	四六
一九	安永 二年	九月	用水争論につき江戸表水配人取調書	四六
二一	安永 三年	三月二六日	拾給役人内済仰渡につき村々申立	四九
二八	安永 三年	八月	水論江戸表公儀日記帳	三三
三〇	安永 三年一月		水掛り村々争論につき検使日記覚書	三七
二〇	文政 五年一〇月		中郷六ヶ村と佐野村、佐野堰口石居につき取替証文	六六
二七	万延 元年閏三月		三俣堰・穴堰立会番出入につき、井組村々よ	

り願書……………四二

志村守雄氏所蔵文書

三 寛文 五年 堀野市深良一七三四
深良村箱根湖水掘抜諸
色覚……………二四

三 延宝 八年一二月 晦日 深良村名主源之丞等証
人田畑地替証文……………一〇七

三 宝永 三年 正月 新川堤復旧に伴う争論
につき深良村訴状……………一六九

三 元文 二年 七月 支配替につき水掛り村
々願書……………二〇三

三 元文 二年一二月 三日 湖水支配につき役人廻
状……………二〇六

三 元文 二年一二月 湖水支配役人宛の請書
につき深良村役人日延
願書……………二〇九

三 元文 三年 正月 湖水支配方につき深良
村役人願書……………二〇七

三 元文 三年 五月一〇日 湖水水配役につき申達……………六四

三 元和 八年 八月 深良村湖高反別并土手
通地水高反別帳……………六〇六

柏木新吾氏所蔵文書

四 寛文 六年 堀野市上ヶ田三一九
上ヶ田村箱根掘抜記録……………三〇

三 午 一〇月 箱根大権現御神水御初
穂取集役僧廻村につき
廻状……………七〇

三 明治二四年 一月 上郷水配取扱人函根湖
用水分水日誌……………六〇

三 明治二八年 一月 上郷水配取扱人函根湖
用水掛につき諸用留……………八三

三 明治四四年 一月一七日 電気会社と契約につき
失効意見書……………八七

三 大正 元年一二月一日 深良用水使用ニ関スル
契約ノ件……………八八

三 大正 二年 四月二一日 箱根湖用水掛新田開鑿
差止申請書……………八九

湯山 博氏所蔵文書

一 慶長 五年 正月 堀野市御宿二二一
御宿村検地外の荒地開

二 (慶長 六年) 八月 五日 御宿村検地外の荒地開
発某対馬守手形……………八

掲載資料所蔵者別一覧

四	正保 四年十一月二三日	御宿村上野原荒地開発願書、野村彦太夫代裏書……………	四	三〇	安政 三年 七月 七日	三郷水配人より用水潤沢につき注進書……………	三六
二	寛文 六年 五月一七日	箱根湖水掘抜につき友野与右衛門他三名手形、野村彦太夫奥書……………	三六	四	寛文 六年	古谷善和氏所蔵文書	四
三六	嘉永 三年 正月二八日	野村彦太夫奥書…………… かろうと堰御普請につき御宿村願書……………	三六	三六	寛文 六年	裾野市佐野四九八 佐野村作平箱根湖水掘抜通水記録……………	二九
一四	年 未詳	御宿村人足扶持米切手……………	四三	三〇	貞享 三年 四月一六日	「佐野村明細帳」用水普請・堰書上……………	一五〇
大庭重一氏所蔵文書							
三〇	元禄一六年 三月 八日	大庭源之丞墓碑銘……………	二二	三三	安政 元年一二月	裾野市麦塚一七九 地震崩箇所見分につき	三七
二七	文政 七年 五月	上・中郷水配人、佐野堰眉木につき下郷水配人と取替一札……………	七〇	三三	安政 元年一二月	裾野市佐野二八七 千福村用水引入口改修につき水配衆宛一札……………	五八〇
三六	天保 二年	水門(一)……………	九一	三三	安政 六年 五月	岩崎達生氏所蔵文書	
三〇	天保 二年	逆川甲羅伏せ(一)……………	九四	三三	安政 六年 五月	中西保男氏所蔵文書	
三三	天保 二年	瀬名沢と黄瀬川合流地点(一)……………	一〇〇	三三	安政 六年 七月	裾野市佐野一五一七 二本松新田嘉左衛門湖へ詫書……………	三九〇
四二	天保 二年	大堰筋と境川……………	一〇〇	三三	文政 六年 七月		三七
一五	嘉永 五年 五月	堰切下につき南堀中宛へ詫書……………	三九〇	三三	文政 六年 七月		三七

水懸用水路取調目録……六七

佐野区有文書

裾野市役所深良支所所蔵文書

裾野市深良六五七

一三 安永 九年 九月

深良村と水配人争論につき濟口証文……………三三

一三 延享 元年

裁許状……………一九四

一六 安永 九年 九月

水配人より深良村宛内濟金受取一札……………三三

一七 延享 元年

佐野堰とその水系図……………一〇〇三

一七 天明 二年 四月

新川土手御普請につき潰地村割二九ヶ村定書……………四六

一八 天明 六年 五月

集落と用水(1)……………一〇二二

一四 天明 五年 七月

より深良村宛託状……………三三

一四 天明 八年一二月

方等百姓連印口上書……………六一

一五 明治一二年一月

芦ノ湖用水堀堰分水掛反別調表……………七三

一九 大正 七月 六月一四日

深良製材製函工場との契約書……………九〇三

三〇 大正 七年 八月二二日

国家功勞者贈位詮議の通牒により深良用水完

二〇 大正 七年 未詳

水門(4)……………九九三

成者内申……………六三

二一 大正 七年 未詳

逆川甲羅伏せ(2)……………九九四

三三 大正一五年 五月 一日

用水路より共同消火につき表彰状……………九四

二二 大正 七年 未詳

上穴口と下穴口(2)……………九九五

三六 大正 七年 未詳

発電所の位置と堰……………九六

二四 大正 七年 未詳

新川(1)……………九九九

四七 大正 七年 未詳

深良村の消火詮配置……………一〇四

二五 大正 七年 未詳

古堰(3)……………一〇〇一

四七 大正 七年 未詳

深良村の消火詮配置……………一〇四

二六 大正 七年 未詳

佐野堰(2)……………一〇〇四

四七 大正 七年 未詳

深良村の消火詮配置……………一〇四

二七 大正 七年 未詳

惣ヶ原……………一〇一一

石脇区有文書

三六	文政 三年	裾野市石脇 佐野堰(3)	1004	三六	明治三〇年 七月 八日	逆川事件横浜地方裁判 所判決	1004
		静岡県芦湖水利組合所蔵文書		三〇	明治三〇年 四月二四日	逆川事件上告趣意書	1006
一〇	寛文 六年 四月一三日	裾野市佐野一〇五九 箱根湖水掘貫につき友 野与右衛門他三名手形	三〇	三〇	明治三〇年 七月 八日	逆川事件訴訟を名古屋 控訴院へ移送判決書	1009
一一	寛文 六年 七月一八日	箱根湖水掘抜につき笈 企人大庭源之丞への指 入証文	三〇	三〇	明治三〇年 七月 八日	逆川事件訴訟を名古屋 控訴院へ移送通知の電 報	1010
二四	明治 七年 五月	箱根湖水向後取扱規定 書	三二	三二	明治三〇年一〇月二六日	逆川事件大審院上告答 弁書	1011
三〇	明治二六年一月一五日	平松与市郎芦之湖用水 使用契約書	三三	三三	明治三一年 一月二一日	逆川事件大審院判決書	1012
一〇一	明治二九年 四月一四日	逆川事件につき小泉村 書記実地檢分復命書	三四	三四	明治三一年 三月	逆川事件顛末記録	1013
三〇三	明治二九年 五月 一日	逆川事件につき箱根湖 水利組合告訴状	三五	三五	明治三二年写	水門(2)	1014
三〇四	明治二九年 五月二二日	逆川事件に関する新聞 報道	三七	三七	明治三二年写	上穴口と下穴口(1)	1015
三〇五	明治二九年 五月 一五日	湖水逆川破壊事件ニ付 呈出セシ証拠書類目録	三九	三九	明治三二年写	豊後堰・古川・太郎右 衛門堰図	1016
三〇六	明治二九年一月一六日	逆川事件横浜地方裁判	四〇	四〇	明治三二年写	佐野堰と千福堰	1017
				四一	明治三二年写	瀬名沢と黄瀬川合流地 点(2)	1018
				四二	明治三二年写	深良用水御普請所絵図	
				四三	明治三二年写	芦湖四留水門碑	1019
				四四	明治三二年写	芦之湖水力電気株式会	
				四五	大正 二年 一月二七日		

二四	元禄	元年一二月	箱根掘抜水掛り高反別覚……………	五五	二	宝永	二年	四月	水掛り村々水論につき書上……………	一八四
二五	元禄	二年	水支配人の創置につき書上……………	一七	三	宝永	三年	正月五日	茶畑村砂入田地開発のため出人足赦免願……………	一六八
二六	元禄	三年	小柄沢堰口争論につき水下村々訴状……………	一七	四	宝永	三年	正月	砂入田地開発のため茶畑村扶持米入用拝借願……………	一六九
二七	元禄	三年	小柄沢堰口争論につき申渡書……………	一五	五	宝永	三年	七月	水掛村々争論につき下郷訴状……………	一八四
二八	元禄	七年	水門の開扉の記録……………	一六	六	宝永	五年	正月	評定所詮議につき茶畑村甚右衛門口上書……………	一八
二九	元禄一〇年	三月五日	茶畑村新左衛門ら新堰一件につき口上書……………	一六	七	宝永	六年	七月	用水引方につき水下村々願書……………	一九六
三〇	元禄一一年	七月	平松新田新堀方角覚……………	一六	八	享保	一五年	五月二九日	佐野堰分水につき公文名村他二ヶ村願書……………	一九八
三一	元禄一一年	七月	茶畑村新堀方角覚……………	一六	九	元文	二年	七月	用水引方につき水末村々願書……………	二〇〇
三二	元禄一一年	七月	国絵図作成のため箱根掘抜新川取調……………	一六	一〇	元文	二年	八月	湖水支配の定につき水掛り村々請書……………	二〇五
三三	元禄一二年	正月二八日	国絵図作成につき茶畑村畑成田等書上……………	一六	一一	元文	六年	二月	下郷拾五ヶ村井堰川除人足積り帳……………	二〇九
三四	元禄一三年	七月一七日	箱根掘抜水につき水配人口上書……………	一六	一二	延享	三年	七月	水配役人申合せ定書……………	二〇九
三五	元禄一四年	七月	掘抜水門口堀下げ御普請三〇ヶ村願書……………	一六	一三	安永	九年	七月	田畑成起返し差留につき井組村々請書……………	二一八
三六	宝永	元年一二月	深良用水沿革につき水配人口上書……………	一六						

四三 年未詳 高堰……………1011

高橋久雄氏所蔵文書

駿東郡長泉町竹原二〇七

望 寛文 六年

竹原村箱根湖水掘抜記
録……………166

高田悦子氏所蔵文書

駿東郡長泉町本宿六一九

三 元和 五年 九月二六日

本宿新田開発今宮惣左
衛門達書……………164

旧米山家文書

駿東郡長泉町上土狩

三 延宝 五年 四月

「上土狩村惣ケ原検地
帳」箱根掘抜元締名請

地書上……………104

箱根用水下郷古文書

駿東郡長泉町清水町下郷

克 宝永 四年 二月二六日

新川堤復旧に伴う争論
裁許状……………181

二四 安永 三年 四月

用水争論離脱につき訴

訟方村々宛神山村・麦
塚村願書……………160

用水争論離脱につき訴

二五 安永 三年 四月

訟方村々宛一色村願書

二六 安永 五年 三月 二日

評定所申渡につき水掛
り村々請書……………165

二七 文化 四年 三月

裁許書年番預り等につ
き下郷五ヶ村定書……………178

二八 文政 七年 五月

上・中郷水配人、佐野
堰眉木につき下郷水配
人と取替一札……………177

二九 嘉永 五年 六月 二日

下郷四ヶ村水不足につ
き通水願書……………181

三〇 嘉永 五年 六月

下郷村々分水につき規
定書……………181

三一 嘉永 五年 六月

分水につき下筋五ヶ村
取調願……………183

三二 嘉永 五年 六月

干損につき下郷村々通
水願書……………184

三三 嘉永 五年 六月

分水役人につき茶畑村
等七ヶ村引取延日願……………185

三四 嘉永 五年 七月一二日

三俣堰取払一件処分につ
き請書……………186

掲載資料所蔵者別一覧

一六	嘉永 五年 七月	三俣堰取払一件、手鎖 村預ケ御免願……………	三九
一七	安政 二年 六月	三俣堰分水等用水争論 につき立会番差出内済 証文……………	四〇〇
一八	安政 四年 四月	三俣堰・穴堰立会番に つき水五ヶ村願書……………	四〇四
一九	安政 四年 五月	三俣堰・穴堰立会番出 入につき水五ヶ村内 済証文……………	四〇七
二〇	万延 元年 四月一〇日	三俣堰・穴堰永久立会 番設置の願書……………	四二二
二一	万延 元年 四月	下郷水配人より三俣 堰・穴堰永久立会番任 命願……………	四二四
二二	万延 元年 五月 一日	三俣堰・穴堰立会番一 件願書取下願……………	四二五
二三	万延 元年 五月	三俣堰・穴堰をめぐる 争論につき水五ヶ村 願書……………	四二五
二四	万延 元年 五月	三俣堰・穴堰出入内済 取替規定書……………	四二八
二五	慶応 三年 八月二三日	下郷二ヶ村土用明分水	
二六	慶応 三年 八月	につき小田原藩より沼 津藩宛返書……………	四三〇
二七	慶応 三年 八月	土用明分水につき下郷 五ヶ村願書……………	四三二
二八	寛文 三年 五月一七日	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根六七 箱根湖水掘抜につき、 友野与右衛門他三名手 形、野村彦太夫奥書……………	四三六
二九	明治 六年	芦ノ湖と水門(1)……………	四九九
三〇	寛文 三年 二月一三日	箱根湖切貫新田開発に つき友野与右衛門他立 願状……………	四五五
三一	寛文 三年	快長僧正・友野与右衛 門江戸出願記録……………	四六四
三二	文政一三年一〇月	箱根町立郷土資料館所蔵文書 神奈川県足柄下郡箱根町湯本二六六 用水路大破につき国役	

- | | | | |
|----------------|------------|-------------------------|-----|
| 二七 | 天保 二年一月 | 御普請二九ヶ村願書…………… | 五三 |
| | | 国役御普請御見分につ | |
| | | き一札…………… | 五四 |
| 二七 | 天保 二年一月 | 井組組合村請普請につ | |
| | | き諸色値段段書上写…………… | 七三 |
| 二九 | 天保 三年三月 | 二九ヶ村組合御普請入 | |
| | | 用金内借証文下書写…………… | 五六 |
| 三〇 | 天保 三年五月二日 | 箱根山湖水掛用水路御 | |
| | | 普請仕立取掛申渡請印 | |
| | | 帳写…………… | 五〇 |
| 二七 | 天保 三年五月 | 御普請諸道具損料并払 | |
| | | 物類諸色控帳…………… | 七六 |
| 三三 | 弘化 三年五月 | 天保地震による大破に | |
| | | つき奉行所宛国役御普 | |
| | | 請願書…………… | 五七 |
| 三〇 | 安政 二年三月二八日 | 湖水表木品入札控帳…………… | 五八 |
| 三四 | 安政 二年三月 | 湖水御普請諸入用木品 | |
| | | 請負証文…………… | 五〇 |
| 『箱根関所日記書拔 上』 | | | |
| 神奈川県足柄下郡箱根町箱根一 | | | |
| | | 箱根町立箱根関所資料館所蔵 | |
| 二〇 | 安永 九年五月四日 | 水不足につき水門手入 | |
| 二二 | 天明 元年四月二六日 | れ掛合留書…………… | 四三 |
| | | 海尻水門御普請留書…………… | 四五 |
| | | 万福寺文書『箱根神社大系』より引用) | |
| 二五 | 元文 五年 | 神奈川県足柄下郡箱根町箱根二二九 | |
| | | 御供米上納につき箱根 | |
| | | 山金剛王院大岡越前守 | |
| | | 宛願書…………… | 七五 |
| 岩瀬正直氏所蔵文書 | | | |
| | | 『神奈川県史 資料編4 近世(1)』より引用) | |
| | | 神奈川県小田原市板橋九三三 | |
| | | 小田原藩箱根湖水掘抜 | |
| | | 規模・元締等書上…………… | 一七 |
| 四(寛文中) | | | |
| | | 高田家文書 | |
| | | 東京都文京区本郷七―三一 | |
| | | 東京大学文学部国史学研究室所蔵 | |
| 七 | 寛文 二年九月 | 本宿村日損場開作年貢 | |
| | | 納入につき訴書…………… | 五 |
| 二四 | 寛文 九年一〇月 | 下せき普請場目録…………… | 六 |
| 三(延宝) | 三年七月一日 | 本宿村箱根掘抜上穀米 | |
| | | 手形…………… | 一〇三 |

- | | | | |
|-----|-------------|-------------------------------------|-----|
| 二 | 延宝 四年 五月一八日 | 本宿村箱根掘抜上穀米
手形…………… | 一〇四 |
| 三 | 延宝 五年 四月二三日 | 本宿村箱根掘抜上穀米
手形…………… | 一〇四 |
| 七 | 延宝 六年 七月一日 | 本宿村箱根掘貫上穀米
手形…………… | 一〇五 |
| 六 | 延宝 七年 八月二〇日 | 本宿村箱根掘抜上穀米
手形…………… | 一〇五 |
| 三〇 | 延宝 八年 九月二六日 | 本宿村箱根掘抜上穀米
手形…………… | 一〇七 |
| 一八三 | 元禄一二年 二月 | 地震・大風雨につき水
門修覆御普請三〇ヶ村
願書…………… | 四三二 |
| 三 | 宝永 二年 正月 | 箱根湖水掘抜につき堰
役人口上書…………… | 一六 |
| 八 | 宝永 四年 | 本宿村箱根湖水掛り組
合離脱願…………… | 一八三 |
- 太田南畝『竹橋余筆』
東京都千代田区北の丸公園三一—二
国立公文書館所蔵
- | | | | |
|---|-------------|-----------------------|---|
| 九 | 寛文 六年 四月一三日 | 箱根湖水掘抜願書幕府
記録…………… | 五 |
|---|-------------|-----------------------|---|
- 『旧幕引継文書』
「浅草観音領門前町武士屋敷之覚」
東京都千代田区永田町一—一〇—一
国立国会図書館所蔵
- | | | | |
|---|-------|----------------------------|-----|
| 三 | 寛文一〇年 | 長濱半兵衛江戸浅草田
町屋敷買取記録…………… | 一〇三 |
|---|-------|----------------------------|-----|
- 『小田原藩永代日記』
京都市左京区 田辺陸夫氏所蔵
- | | | | |
|---|-------------|---------------------------|----|
| 五 | 延宝 二年 正月一九日 | 小田原藩箱根堀貫穴凌
奉行任命記録…………… | 一三 |
|---|-------------|---------------------------|----|
- 石野瑛『武相叢書 横浜旧吉田新田の研究』
「吉田新田関係文書記録」
(武相考古会、昭和十一年)
- | | | | |
|----|-------------|-------------------------------------|-----|
| 三〇 | 寛文 二年 二月 一日 | 宮崎市兵衛武蔵国吉田
新田内新田地小作手形…………… | 一〇三 |
| 三 | 延宝 二年 八月 一日 | 友野与右衛門武蔵国吉
田新田内田地永代売渡
証文…………… | 一〇三 |

あとがき

裾野市史編さん事業は、昭和六三年度から本格的な活動に入り、着手年度から『裾野市史研究』、『資料叢書』等を刊行、三年目にして『市史』第一冊目を発刊できることとなりました。

当市の市史編さん事業は、およそ一七年前に、故牧野騷先生や大庭景申先生等が、市史準備員として旧家の所蔵古文書を研究、解説をされたのに始まります。その後、古文書を読む会の皆様のご協力により、貴重な史料の保存が徐々に進められてきました。この間元教育長の故芹沢茂一先生が情熱をもってその基礎をつくられ、前教育長土屋明正先生や現教育長がこれを積極的に進めてまいりました。

昭和六一年には、以前より裾野市内の古文書を整理、研究し続けてこられた高橋敏先生を招聘し、市が本事業へ取り組むにあたってのご指導をいただき、同年一二月には市史編さん準備委員会が発足、昭和六二年三月に市史編さん委員会条例が制定されました。

そして、有光友學先生を代表とする五名を市史編さん専門委員として委嘱し、昭和六三年四月に市史編さん委員会が正式に発足、事業方針・刊行計画を策定、組織の確立を期しました。また、史料の調査、収集は、膨大、且つ未知数で、これを専門的に行うために歴史・考古・民俗学の先生方をさらに調査委員として委嘱、地域には地区協力員をお願いし、情報の収集や連絡調整等についてご協力をしていただくことで体制の充実を図りました。

調査・収集活動は市内巡見から始まり、旧家の所蔵資料や区有・行政・学校資料などをはじめ、市外や県外までも

調査し、その数は現在約四万点余にのぼっており、なお中世や近現代資料を中心に調査・収集を続けています。調査や資料整理作業では、市民の方々をはじめ武蔵大学・横浜国立大学・静岡大学・東京女子大学・早稲田大学・東京大学等の学生諸氏、市内の石造物所在調査では静岡県立裾野高等学校郷土研究部のご協力を得ながら進めており、調査結果は順次『裾野市史資料目録』、『資料叢書』、『裾野市史調査報告書』として刊行をしています。

これら資料は、一点ごとに編年順に整理し、古文書・絵図はマイクロ撮影を行い、近現代史料の一部となる県内発行の全新聞の関係記事を、必要データ別に備えるなど、本市の歴史を理解するうえでの貴重な資料を広く、永く保存し、後々市民の皆様が活用できるようにと考えています。

このたび刊行の『市史 第六巻 資料編 深良用水』は、江戸時代の初期、江戸浅草の町人友野與右衛門等と深良村名主大庭源之丞、地元住民が箱根権現別当の協力を得て、箱根外輪山を掘り貫き、この地域一帯に芦湖の水を引いて新田の開発を計画、完成させ、その後も水掛り村々が組合を作るなどしてこれを守り、現在も農業用水・生活用水として私達の生活を潤しています。深良用水について、それが如何に作られ、守られ、使われてきたか、民衆の知恵と努力を証明する資料の集積であります。

掲載資料の編纂にあたっては、市内はもとより全国規模であたり、関係諸機関、所蔵者への確認調査も休・祭日返上で実施してきました。文書解読、筆耕では大勢の方々にご協力をいただき、校正作業に入っても多忙さは常軌を逸し、担当委員諸氏には日夜、寝食を忘れご尽力いただきました。

資料所蔵者をはじめ下郷関係区の皆様、箱根神社、箱根町教育委員会、県内市町村、地区協力員の皆様、芦湖水利組合など、多くの方々に格段のご配慮とご協力を賜り、心からお礼と感謝を申しあげる次第です。なお、印刷製本に

ついで(株)精興社にはご努力をいただき厚くお礼を申しあげます。

市史編さん関係者一同は、郷土の歴史について今後なお一層広い視野のもとで、事業推進をしてまいりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成三年三月

裾野市教育委員会 市史編さん室長

長谷川 博

裾野市史編さん関係者

市史編さん委員会

委員長	久保文和	助役
副委員長	勝又 壽	学識経験者
委員	伊藤政秋	同
同	鈴木 強	同
同	芹沢充寛	同
同	羽田 勲	同
同	渡辺藤男	教育委員長
同	有光友學	専門委員代表
同	芹沢 仁	教育長
同	杉山政康	企画調整部長
同	渡辺 恵	総務部長
同	渡辺武彦	財政課長

市史編さん専門委員

同	大庭孝康	企画調整課長
同	羽田 久	学校教育課長

代	表	有光友學	横浜国立大学教育学部教授
---	---	------	--------------

高橋 敏	国立歴史民俗博物館教授
中野國雄	日本考古学協会会員
福田アジオ	国立歴史民俗博物館教授
安田常雄	電気通信大学教授
四方一瀾	国士館大学教授・国士館大学 付属高等学校長

市史編さん調査委員

井口俊靖	加藤学園暁秀中・高等学校教諭
石田義明	静岡県立韭山高等学校教諭
岩崎信夫	都立目黒高等学校教諭
岩田重則	早稲田大学院文学研究科

博士課程

菊池 邦彦 都立航空工業高等専門学校

助教授

齋藤 弘美 明治大学大学院研究生

坂本 紀子 早稲田大学大学院文学研究科

修士課程

柴 雅房 静岡県立長泉高等学校教諭

新谷 尚紀 山村女子短期大学国際文化科

助教授

杉村 斉 三島市教育委員会三島市郷土館

学芸員

関根 省治 静岡県立沼津東高等学校教諭

仁藤 敦史 早稲田大学文学部助手

前田 耕司 国士舘大学文学部講師

松崎 真吾 横浜国立大学大学院教育学

研究科修士課程

松田 香代子 日本民俗学会会員

湯川 郁子 一橋大学大学院社会学研究科

博士課程

協野 博 秋田工業高等専門学校講師

渡瀬 治 裾野市立西小学校教諭

地区協力委員

(旧村名)

西地区 植松甲子雄 石脇村

同 杉山光正 佐野村

同 加藤信雄 大畑村

同 水口清文 二ツ屋新田

同 歌崎久作 定輪寺村

同 田口勝夫 富沢村

同 水口忠栄 伊豆島田村

同 関野政雄 水窪村

同 中西保男 二本松新田

東地区 杉山寛美 茶畑村

事務局

教育長 芹沢 仁
教育次長 西川久雄

市史編さん室

室長 長谷川 博
主査 中野 鈴子
主事 今関 浩子
事務員 浜田 明
同 丸山ゆかり
同 野村美穂子

本巻担当者氏名

○監修 高橋 敏

○編集・校正

第一章 高橋 敏・関根省治

第二章 柴 雅房

第三章 井口俊晴

第四章 菊池邦彦・脇野 博

第五章 岩崎信夫・岩田重則

第六章 福田アジオ・中野國雄

○編集・校正協力委員

有光友學・杉村 斉

○筆耕・校正協力者

厚地淳司 静岡県立富士宮北高等学校教諭

黒田康子 神奈川県逗子市史編集委員

米田雅子 桐朋女子学園講師

中沢恵子 千葉県史編さん室

佐伯真人 筑波大学附属中学校教諭

根本弘美 神奈川県立都岡高等学校教諭

一椿 真智子 筑波大学第二学群文部技官

○筆耕協力者

鈴木 強・栗原以有子・鈴木元子・稲 智穂

安宅正寿・池上美奈子・勝又花子・渡辺三重子

高木トシ・高橋具美・持田陸太郎・鈴木佳正

井上悦子・勝又昭三

○口絵写真・史料撮影

堤 勝雄

○史料撮影

永島愛治

○扉 絵

鈴木芳子 鈴木育英図書館々長

○史料整理協力者

東島 誠・細谷保子・猪俣律子・芹沢正巳

戸塚輝彦・山入アヤ子・境野仁子

裾野市史 第六卷 資料編 深良用水

平成三年三月二十五日 発行 ©

編集 裾野市史編さん専門委員会

発行 裾野市

静岡県裾野市佐野一〇五九
電話 〇五五九(九二)一一一一

印刷 株式会社 精興社

東京都千代田区神田錦町三丁目九番地